

意見検討結果一覧表

（案名：「（仮称）風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の案案についての意見募集）

番号	意見	類似意見番号	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	1. カーボンニュートラル実現のためにも、このガイドラインに基づき、計画を着実に進め、地元、自治体、関係部門との調整を真摯に進める事業者へは、県からの事業化への指導を頂きながら、早期実現に向けた活動への支援をいただきたい。 岩手県の事業の一つとして育てて頂きたい。		本ガイドラインは、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第15条及び第17条の規定に基づき、地域の環境の保全に配慮した風力発電事業を促進するため、事業者が配慮書の作成に当たって配慮すべき事項とその考え方を示しています。本ガイドラインは何ら法的な義務を課すものではなく、本ガイドラインにおいて風力発電事業が環境の保全に配慮して行われるよう求めている事項は、事業者の任意の協力によってのみ実現するものですが、事業者においては、同条例第5条の規定に基づき、本ガイドラインを踏まえ、本県の恵み豊かな環境と共生する地域社会の構築に向けて、環境の保全の見地からより良い事業計画を検討し、環境への負荷が少ない事業活動に自ら努めることを期待します。 県としては、今後も、環境の保全に配慮した風力発電事業を促進するため、事業者における環境影響評価の円滑な実施に向けて支援してまいります。	D（参考）
2	2. イヌワシへの影響について、営業地から最低 5km くらいの距離確保、餌場の確保など、丁寧に検討する事業者もいますので、大所高所からの指導を県から頂きたい。 また、経済的に苦戦されている牧野組合、森林組合の現状から、地元貢献と共生を考えることも重要であると考えています。		イヌワシをはじめとする猛禽類は、食物連鎖の頂点にある生態系の保全上重要な種であり、本県の自然環境の象徴でもあります。一方で、開発行為により最も大きな影響を受けることから、その保全は最も配慮を要する地域特性の1つです。 また、風力発電事業を含む再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化対策のみならず、地域の経済活性化や地域課題の解決にも貢献し得る重要な取組です。 県としては、今後も、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、風力発電事業が、岩手県環境基本計画に定める「環境・経済・社会の一体的向上」に資するものとなるよう、事業者における環境影響評価の円滑な実施に向けて支援してまいります。 御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D（参考）
3	3. 事業者は、企業の大きさに関わらず、責任者が自ら地元、自治体へ真摯に相談しながら進めていくことが最重要であり、関係者の意見に真摯に向き合うことが最重要である。 また、再エネ事業をもとに如何に地元貢献し、エネルギーの地産地消、地域の活性化へ少しでも貢献し、地元の発展と一緒に考えることが重要である。		風力発電事業を地域と共生して実施していくためには、事業計画の初期段階から、自治体や地域の住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図る必要があります。その際、事業者からの一方的な説明だけでなく、意見を事業計画に反映させるなど地域住民等に十分配慮して手続を進め、誠実に対応することが必要です。 また、風力発電事業を含む再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化対策のみならず、地域の経済活性化や地域課題の解決にも貢献し得る重要な取組です。 県としては、今後も、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、風力発電事業が、岩手県環境基本計画に定める「環境・経済・社会の一体的向上」に資するものとなるよう、事業者における環境影響評価の円滑な実施に向けて支援してまいります。 御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D（参考）
4	4. 経済合理性から、広範囲に大型の事業化計画することが多いが、環境面、地元の合意、生態系の保存などからも、中規模（50MW以下）のある程度の中規模開発が望ましい。		風力発電所による環境影響の主なもの、①騒音、②鳥類への影響、③土地改変による動植物・生態系への影響や水の濁りの発生、④景観への影響があげられます。特に、規模が大きい事業では、対象事業実施区域の一部除外、配置の取り止め、保全対象との離隔の確保、追加の調査実施など厳しい大臣意見が出される割合が高い傾向がみられます。（令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書（令和3年3月）参照） このため、本ガイドラインでは、環境影響評価法第1種事業として配慮書手続が必要となる5万kW以上の風力発電事業を対象に、配慮書作成に当たって配慮すべき事項とその考え方を示しています。 県としては、今後も、環境の保全に配慮した風力発電事業を促進するため、事業者における環境影響評価の円滑な実施に向けて支援してまいります。 御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D（参考）
5	(1) 各市町村において進められる「促進地域」の指定に関して (a) 各市町村の指定する「促進地域」が今後は事実上の風力発電事業計画の受け皿になると想定されますので、「促進地域」の指定の手続き自体が環境影響評価の手続きと同等でなければなりません。そしてそのための必要条件や手順が当ガイドラインの中できちんと定められている必要があります。		本ガイドラインは風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書の作成に当たって、事業者が本県の地域特性を踏まえ配慮すべき事項を示したものであり、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業が行われるべき区域の設定方法等については直接的な対象としていないため、御指摘の内容を本ガイドラインに盛り込むことは困難です。	E（対応困難）

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
6	(1) 各市町村において進められる「促進地域」の指定に関して (b) (a)とも関連しますが、A市とB町の境界付近のA市内に「促進区域」が設定される場合には、当然ながら影響を受けるB町の側(行政及び地域住民)にもその決定に関与する十分な機会が与えられる必要があります。しかし当ガイドライン素案には運用に関するこのような記述が見られません。自然保護・地元住民の生活保護のためには「促進地域」の指定する段階で岩手県が市町村間の調整役となることが当ガイドラインの中できちんと規定されるべきです。		本ガイドラインは風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書の作成に当たって、事業者が本県の地域特性を踏まえ配慮すべき事項を示したものであり、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業が行われるべき区域の設定方法等については直接的な対象としていないため、御指摘の内容を本ガイドラインに盛り込むことは困難です。	E(対応困難)
7	(1) 各市町村において進められる「促進地域」の指定に関して (c) 市町村の指定する個々の「促進区域」が小規模な範囲に収まっていたとしても、それらが限られた地域内に集中したり列状に配置されたり無秩序に点在する状態になったりすると「促進地域」の周囲の非指定地域の自然環境に悪影響が及ぶ可能性が高まります。岩手県土全体を見渡す形で「促進区域」の地理的レイアウトの適否を検討し、必要に応じて改善等の措置を講ずるのは結局のところ岩手県の責任で行われるべき事柄であり、この実務処理は県の環境影響評価技術審査会の所管事項とすることが望ましいと考えます。		本ガイドラインは風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書の作成に当たって、事業者が本県の地域特性を踏まえ配慮すべき事項を示したものであり、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業が行われるべき区域の設定方法等については直接的な対象としていないため、御指摘の内容を本ガイドラインに盛り込むことは困難です。	E(対応困難)
8	(1) 各市町村において進められる「促進地域」の指定に関して (d) 市町村の指定する「促進地域」内で事業者が風力発電事業を計画する場合は「配慮書」が免除されるようですが、「促進地域の指定=配慮書手続きと同等」でなければ環境影響評価を実施する意味はありません。特に「促進地域」として指定された後では何か予期されない問題(例えば希少動植物の生息が確認されるなど)が生じても、適切な環境保全対策を実施することが困難になります。		本ガイドラインは風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書の作成に当たって、事業者が本県の地域特性を踏まえ配慮すべき事項を示したものであり、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業が行われるべき区域の設定方法等については直接的な対象としていないため、御指摘の内容を本ガイドラインに盛り込むことは困難です。	E(対応困難)
9	(2) 配慮書段階における「複数案」について (a) 近年は事業者により公表される風力発電事業計画「配慮書」では事業予定地域の範囲をかなり大きめに示し、発電用風車の設置場所や送電線の設置場所などの具体的な内容が示されないケースがほとんどです。そして事業者側ではほぼ例外なく配慮書の中でこれを「位置・規模の複数案」と述べておりますが、これは配慮書段階の実質的な形骸化に他なりません。このような進め方を今後の岩手県の環境影響評価の中でそのまま継続すると、今後各市町村において「促進地域」が設定される場合にそのエリア内などのように風力施設の設置を計画しても改善されることなく方法書段階に移行してしまいます。その意味で今回のガイドラインに示される具体的な調査項目の記述を求める方向性は評価できますが、配慮書に求められる事業案の具体性についてさらに踏み込むことが必要と考えられます。		御意見を踏まえ、複数案による環境影響の具体的な比較方法として、国の各種ガイドラインで示されている方法を整理し、本ガイドラインのチェック項目9.の解説(P14-15)に記載しました。	B(一部反映)
10	(2) 配慮書段階における「複数案」について (b) (a)でも述べましたが、ガイドライン素案にあるような「複数案の比較検討」のためにはそれぞれの案の具体性が不可欠です。そのためにはガイドラインの中で「促進区域」内の風力発電事業計画であるか否かにかかわらず、「風車の設置場所・基数」「送電線の設置場所・送電方法」「アクセス道路の設置」など自然環境保全・生活環境保全に関する諸項目について具体性の揃った案を複数提示することを事業者側に求めるべきです。 さらに事業者から提示されている複数案の全てについて関連市町村における縦覧の手続きを踏んでパブリックコメントをきちんと聴取するべきですし、複数案のそれぞれについて岩手県環境影響評価技術審査会等の専門委員会がその内容についての厳正な審査を行った上でそれぞれの案についての事業者の判定が適正かどうかを評価・判断する手順が必要となります。		チェック項目19.において配置計画の適切な策定、同30.において系統連系の検討状況、同31.において輸送道路の検討状況の整理をそれぞれ記載しています。風車、送電線、アクセス道路の具体的な位置等については、事業計画の初期段階であるため、配慮書に記載することが困難な場合も考えられることから、非公開の補足説明資料に記載することも想定されます。配慮書においては、風車の位置や搬入路等の工事により改変させる区域、仮設備や施工ヤードの区域等の全ての工事区域を事業実施想定区域に含めておくことが必要となりますので、配慮書と非公開資料の情報を合わせて御指摘の事項に関する複数案の審査が可能となります。	C(趣旨同一)
11	(3) 地域とのコミュニケーションの進め方について (a) 現在の配慮書においては「大気質」「騒音・超低周波音」「振動」など多くの項目が設定され、それぞれの項目について事前の調査・予測・評価に関する記述がなされています。今回の岩手県のガイドラインでもこの方法は引き継がれ、具体的な検討結果の記述を事業者に求めている点は当然であり、評価したいと思います。		御意見ありがとうございます。	F(その他)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
12	(3) 地域とのコミュニケーションの進め方について (b) 「促進地域」の設定が当該地域の地元住民の生活環境や自然環境に及ぼす影響はかなり大きいと考えられます。従ってその指定に先立って「促進地域」指定案を地元市町村で公表・縦覧し、その案に関する地元住民や自然保護団体等の意見を聴取するのは当然です。仮に地元で強い反対意見が存在する場合には、その「促進地域」指定を中止するという判断も求められます。そして特定地域に「促進地域」の設定を決めるにあたって、岩手県の環境影響評価技術審査会が主導的役割を果たしての専門家による審議と適正な評価が実施されるべきです。		本ガイドラインは風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書の作成に当たって、事業者が本県の地域特性を踏まえ考慮すべき事項を示したものであり、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業が行われるべき区域の設定方法等については直接的な対象としていないため、御指摘の内容を本ガイドラインに盛り込むことは困難です。 なお、岩手県環境影響評価技術審査会は、配慮書に対する知事意見を提出する際に知事が意見を聴く場であり、促進区域の設定に係る審議及び評価はその所掌事務にないため、対応は困難です。	E(対応困難)
13	(4) 風力発電施設の累積的な環境影響評価について (a) 事業予定地域の生活環境・自然環境の保全を行うためには、「面としての環境保全」の考え方が欠かせません。従って岩手県内の風力発電事業計画全般に対して「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、その結果を事業計画に取り入れること」が強く求められます。しかしこれまでの事業計画配慮書を実際に拜見してきた限りでは例外なく事業計画地近隣の他事業・他事業計画の位置と規模を示すに留まっております。これでは他事業者との累積的環境影響の適正な評価に至っているとは言いがたいのですが、そうなるのは事業者間に企業秘密の保持や競争が存在するところによる原因があります。従ってこの問題を解決するためには、行政(この場合は岩手県)自身が事業者に対して累積的環境影響評価の実施を強く指導する必要があります。具体的には事業者に対して累積的環境影響評価の実施を義務づけ、その評価結果を審議して妥当性の可否を判断し、不適切な事例に対しては改善を指導する、などの一連の手順を進める権限を岩手県が担保する必要があると考えられます。しかし今回のガイドラインにはそのような規定が書かれておらず、仮にこのガイドラインの存在があってもこのままでは適切な累積的環境影響評価は困難なままとなります。		本ガイドラインは、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第15条及び第17条の規定に基づき、地域の環境の保全に配慮した風力発電事業を促進するため、事業者が配慮書の作成に当たって配慮すべき事項とその考え方を示しています。本ガイドラインは何ら法的な義務を課すものではなく、本ガイドラインにおいて風力発電事業が環境の保全に配慮して行われるよう求めている事項は、事業者の任意の協力によってのみ実現するものであるため、累積的影響の評価を義務付けることは困難ですが、事業者においては、同条例第5条の規定に基づき、本ガイドラインを踏まえ、本県の恵み豊かな環境と共生する地域社会の構築に向けて、環境の保全の見地からより良い事業計画を検討し、環境への負荷が少ない事業活動に自ら努める必要があります。 県としては、今後も、環境の保全に配慮した風力発電事業を促進するため、事業者における環境影響評価の円滑な実施に向けて支援してまいります。	E(対応困難)
14	(5) 配慮事項等について (a) ガイドライン素案には絶滅危惧種であるイヌワシの保護に関する具体的言及があり、日本有数のイヌワシ生息地である岩手県の野鳥関係団体としてその点は評価したいと思えます。ただ岩手県において保護の必要な鳥類はイヌワシのみではありません。岩手県の三陸沿岸全般は環境省レッドデータリストで準絶滅危惧種に指定されている海ワシ類(オジロワシ・オオワシ)の越冬地であり、同じく絶滅危惧Ⅱ類(VU)で国の天然記念物にも指定されているコクガンの越冬地でもあります。また岩手県の北上高地や八幡平周辺などでは環境省レッドデータリストで準絶滅危惧種(NT)、岩手レッドデータブックではBランクに指定されているオオジシギが夏鳥として少数が渡来し繁殖しています。岩手県内のこれらの生息地・繁殖地はイヌワシやクマタカなどと同様に万全の保護体制の下で生息環境が保全されるべきであり、基本的には生息地域やその近隣地域への風力発電施設の設置は絶対に避けなければなりません。		環境省レッドデータリストや岩手県レッドデータブックに掲載されている重要種については、「動物・植物」の項目において、「広域的な視点での調査範囲の設定と専門家ヒアリングから得られた情報を用いた解析的手法による調査」、「重大な影響の有無や事業実施想定区域の絞り込み過程における影響の差の丁寧な記載」、「予測結果を踏まえた計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項の検討結果の記載」など、イヌワシを含む「猛禽類」の項目と同様の配慮すべき事項を記載しています。 これらの配慮事項を踏まえて、計画段階配慮事項を適切に検討することにより、御指摘のような重要種に対する重大な環境影響の回避又は低減が可能となると考えます。 なお、今後、最新の科学的知見や事例の蓄積を踏まえ、イヌワシ以外の重要種についても、必要に応じてチェック項目を設定するなど随時見直しを行ってまいります。	C(趣旨同一)
15	(5) 配慮事項等について (b) 近年の鳥類調査技術の飛躍的進歩に伴い、これまでに解明されていなかった鳥類の生態や渡りのコースなどが次々と明らかになっております。それによれば岩手県内陸部や三陸沿岸は大型渡り鳥であるマガシ・ヒシクイ・オオハクチョウ・コハクチョウやカモ類の春と秋の渡りの主要なルートとなっておりますし、多くの渡り鳥が夜間に渡りしていることも明らかになっております。従って配慮書の中で鳥類の渡りのコースを記述する際には常に最新のデータに基づく記述が求められることは言うまでもありませんし、鳥類の夜間の動きを調査対象に加えることも必要となります。		御指摘の鳥類については、「動物・植物」の項目において、「広域的な視点での調査範囲の設定と専門家ヒアリングから得られた情報を用いた解析的手法による調査」、「重大な影響の有無や事業実施想定区域の絞り込み過程における影響の差の丁寧な記載」、「予測結果を踏まえた計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項の検討結果の記載」など、イヌワシを含む「猛禽類」の項目と同様の留意すべき事項を記載しています。 また、御指摘の「最新のデータに基づく記述」や「鳥類の夜間の動きの把握」については、チェック項目14.において、「重大な環境影響を検討できる評価指標に応じた適切な評価、予測及び調査手法の選定と選定理由の記載」を記載し、利用可能な情報と適用可能な手法、現在の科学的知見の水準等に応じて、どのように手法を選定したか、その選定理由や過程を示すことを求めています。 これらの配慮事項を踏まえて、計画段階配慮事項を適切に検討することにより、御指摘のような重要種に対する重大な環境影響の回避又は低減が可能となると考えます。 なお、今後、最新の科学的知見や事例の蓄積を踏まえ、鳥類の渡りに関する環境影響についても、必要に応じてチェック項目を設定するなど随時見直しを行ってまいります。	C(趣旨同一)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
16	<p>(5) 配慮事項等について                      (c) 鳥類の生息に対する風力発電施設の主な問題点は「施設の忌避による生息範囲の縮小」「バードストライク」「渡りのコースの攪乱」などです。それらに関する過去の学術論文や各種調査結果は数多く報告されておりますので、配慮書の中で鳥類の生息環境を評価する際にそれらに関する最新文献の調査を必須とするようガイドラインに示すべきでしょう。例えばバードストライク関連のものとしては、環境省が2022年8月8日付で策定し公表した「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改訂版)」などは必須の文献の一つに挙げられます。</p>		<p>御指摘の「最新文献の調査を必須とするようなガイドライン」については、チェック項目の14.において、「重大な環境影響を検討できる評価指標に応じた適切な評価、予測及び調査手法の選定と選定理由の記載」を記載し、利用可能な情報と適用可能な手法、現在の科学的知見の水準等に応じて、どのように手法を選定したか、その選定理由や過程を示すことを求めています。                      これらの配慮事項を踏まえて、計画段階配慮事項を適切に検討することにより、御指摘のような鳥類に対する重大な環境影響の回避又は低減が可能となると考えます。                      なお、今後、最新の科学的知見や事例の蓄積を踏まえ、鳥類に対する環境影響について、必要に応じてチェック項目を設定するなど随時見直しを行い、その際に最新のガイドライン等を参照してまいります。</p>	C(趣旨同一)
17	<p>(5) 配慮事項等について                      (d) 風力発電施設の影や低周波音を含む騒音が近隣住民の生活環境や牧畜業に悪影響を及ぼす恐れがあることは以前より知られており、環境影響評価の調査項目の中にもそれらは含まれております。そしてそれは鳥類の生息環境にも大きな影響を与える可能性があることを意味しております。従って風力発電施設の影や低周波音を含む騒音が特に夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの鳥類の生息にどのような影響を及ぼすのかという点に関する事前の科学的調査は環境影響評価の一環として必要であり、これらを「配慮事項」の項目の中にも含めるべきです。</p>		<p>騒音の発生に伴い、動物や生態系への影響が懸念される場合としては、騒音により動物が嫌悪行動等をとる場合等が考えられます。このような場合は、騒音と動物、生態系の相互関係により、調査の範囲や手法を設定する必要があります。特に畜産業に及ぼす影響については、過去の審査案件において、関係する市町村長からも調査、予測及び評価を求める意見が出されています。騒音が動物に与える影響については、まだ十分な科学的知見が得られていませんが、地域からの懸念の声に丁寧に対応する観点から、調査範囲や調査手法の選定において適切に考慮することが重要です。                      このため、御指摘を踏まえ、チェック項目の38.の解説部分(P32)に上記の趣旨を追記しました。                      なお、風車の影については、現在のところ、人の健康被害への懸念が大きいことから、本ガイドラインでは、風車の影による動物への影響については記載していません。</p>	B(一部反映)
18	<p>(5) 配慮事項等について                      (e) これまでの風力発電事業計画の配慮書では風力発電施設に付随して必要となる送電網、変電施設、管理事務所、主要道路から各発電施設までのアクセスのための道路をどの設置場所、形状、設置工事の方法等についてはほぼ例外なく「現在検討中」と記述されるのみであり、これまで事業計画の中で付帯的部分として軽視されてきたように思われます。しかし実際に風力発電施設自体の建設や稼働に留まらず、これらの付帯施設の建設や稼働、あるいは道路の新設や拡幅工事においては山の樹木の伐採や斜面の切削などが伴い、その結果として風力発電施設の本体に留まらずこれらによる自然環境の破壊も避けられません。また工事排水や土砂の流出により周囲の河川や森林の生態系に悪影響が及ぶ恐れもあります。今回のガイドラインの中ではこれらの項目についても検討事項に加え、より具体的な事業計画の内容と環境保全対策に関する記述を必須とする必要があります。</p>		<p>御指摘の「送電網、変電施設」については、その設置工事等により、建設機械の稼働、工事関係車両の運行量の増加、工事期間中の沿道地域での渋滞の発生等に伴う大気環境への影響の増大や温室効果ガスの排出量の増加をはじめとする環境影響が新たに生じる可能性が高くなります。このため、風力発電機から既存の送電設備や変電所等との距離等の記載について、配慮書作成に当たって配慮すべき事項として整理しました。なお、配慮書段階では送電線の具体的な位置や工事内容まで決まっていないことが一般的であることから、送電線の設置に係る環境保全措置等の記載は求めていません。                      また、「主要道路から各発電施設までのアクセスのための道路」については、風力発電施設建設時の機材搬入やナセル・ブレードをタワー上に組み上げるクレーン車の通行のため、十分な幅とカーブの曲率を有した道路が必要です。また、通行の障害となる信号機や標識の移設・再設置、道路の傾斜度や橋梁等の耐荷重の補強、トンネル等の高さや幅の制限など、走行に当たっては様々な条件があります。さらに、輸送道路は、車両運行による騒音や振動、道路拡幅等に伴う森林伐採等による動植物への影響など様々な環境影響も想定されます。輸送道路の検討は、事業実施区域を絞り込むうえで重要な要素です。このため、チェック項目の31.において、当該事項の検討状況として、輸送道路の想定ルート、近隣住宅等の状況、通行の支障箇所の有無等について記載しているかを確認することとしています。                      なお、「管理事務所」については、配慮書段階では具体的な位置や工事内容まで決まっていないことが一般的であることから、これらの設置に係る環境保全措置等の記載は求めていません。</p>	E(対応困難)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
19	<p>1 総論 風力発電の計画段階における環境配慮の重要性は弊社を含め広く認識されているところではあるが、貴県「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」(以下「本ガイドライン」)の素案(以下「本ガイドライン素案」)は、風力発電事業の最初期の計画段階において、計画が成熟してはじめて実施するような事項を求めるように思える記述や、個別事情の考慮を踏まえた創意工夫による事業実現の余地を実質的に一律に否定しかねない記述があり、風力発電事業を極めて困難にしかねないと憂慮している。本ガイドライン素案は、数多の風力発電プロジェクトの良好な成功例や風力発電事業の実態を踏まえたものとは思われず、中には各関連法令において定められた許認可の要件を不適切に加重するに等しいものもあり、全世界における脱炭素化促進という課題に立ち向かう世界の趨勢及びこれに則して国が掲げる諸政策に逆行している。</p> <p>したがって、本ガイドライン素案を撤回するか、少なくとも以下において具体的に指摘する各点につき本ガイドライン素案の記述を修正することを強く要望する。</p> <p>2 本ガイドライン素案の策定過程に鑑みこれを撤回した上で改めて策定を検討すべきことについて</p> <p>(1) 本ガイドライン素案は、その策定過程に以下のような問題があるため、これをいったん撤回した上、改めて検討されるべきである。</p> <p>ア 本ガイドライン策定・公表の時期について令和5年3月末と示されているが、公表情報からは、岩手県環境影響評価技術審査会の委員及び専門調査員(総じて以下「アセス審査委員等」)と貴県との間では、事務局案に対する簡単な質疑が1度行われたにとどまり、十分な議論がされているとは思われない。事務局案の策定に至る検討のプロセスも明らかでなく、手続は公明性を欠いた結論ありきの拙速な決め方である。</p>		<p>近年の風力発電の導入拡大に伴い、環境影響評価手続案件が増加しており、2022年度の本県の手続開始案件は過去最高を更新しました。一方で、最近の手続案件の中には、自然度の高い植生や希少猛禽類などへの重大な環境影響の検討が不十分な事例が散見され、岩手県環境影響評価技術審査会から厳しい指摘を受ける例も見られます。その結果、「事業の抜本的な見直し」を求める知事意見が相次ぐ事態となっており、今後も同様の状況が続くおそれがあります。その要因の1つには、手続の第1段階に当たる配慮書の作成に当たり、手続の趣旨や環境保全を重視する本県の地域特性が十分に考慮されていないことがあると考えられます。このため、事態の重大性、緊急性を踏まえ、本ガイドラインを作成することとしたものです。</p> <p>本ガイドラインは、2021年～2022年に提出された配慮書について、審査会で委員と事業者の間でなされた延べ195件の質疑・指摘等を議事録から分析し、項目別に整理したものです。ガイドライン案についての議論は令和4年12月から令和5年3月にわたり、骨子、素案、最終案のそれぞれについて3回行いましたが、ガイドライン案に記載した項目は、2021年から2022年の2年間にわたる審査会での指摘や指摘に関する議論の内容を踏まえたものですので、十分な議論がされていないとは考えていません。</p>	F(その他)
20	<p>2 本ガイドライン素案の策定過程に鑑みこれを撤回した上で改めて策定を検討すべきことについて</p> <p>(1) 本ガイドライン素案は、その策定過程に以下のような問題があるため、これをいったん撤回した上、改めて検討されるべきである。</p> <p>イ また、公表情報からは、実際に風力発電事業に携わっている事業者からの意見聴取が行われているとは窺われない。本ガイドラインの策定によって最も影響を受けることになる風力発電事業者からその事業の実情や意見を聴いて十分な検討を行うことが必要不可欠であるにもかかわらず、それが行われていない。</p>		<p>本ガイドラインは、本県の地域特性を踏まえ、地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、国のガイドラインや岩手県環境影響評価技術審査会で一般的によくされる指摘等を参考に、環境の保全の観点からより良い配慮書を作成するための配慮事項とその考え方を示し、事業者が配慮書の作成段階で事前に確認することができるようにしたものです。国のガイドラインは発行元や対象事業、環境影響評価の分野等が多岐に渡るため、地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、より良い配慮書の作成を促す観点から、その内容を体系的に整理し、関係者が共通認識を持つことが有益です。また、本県の地域特性については、過去の岩手県環境影響評価技術審査会での議論や知事意見の内容が参考となるため、その内容を整理することで、関係者が配慮書の課題を効率的に把握できるようになります。本ガイドラインは、基本的に、こうした既知の内容を改めて整理しとりまとめたものであり、事業の実情や御意見については、本パブリックコメントを通じてお聴きし、可能な限り案に反映させることとしました。</p>	F(その他)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
21	<p>2 本ガイドライン素案の策定過程に鑑みこれを撤回した上で改めて策定を検討すべきことについて</p> <p>(1) 本ガイドライン素案は、その策定過程に以下のような問題があるため、これをいったん撤回した上、改めて検討されるべきである。</p> <p>ウ さらに、本ガイドラインは、環境影響評価法に基づく風力発電所の設置又は変更の工事の事業における配慮書の作成に関する事項を定めることが意図されているため、性質上、後述のとおり環境影響評価法その他の国の法令との整合性の観点から検討すべき点も多い。しかし、環境影響評価法を所管する環境省や発電所に関する同法の運用及びエネルギー関連法令を所管する経済産業省に対し貴県が十分な説明を行い、環境省及び経済産業省との間で、法令の解釈ないし運用の整理に関し、環境省及び経済産業省の見解を踏まえながら、法律の専門家等も交えて検討を行ったとの説明がされたとは窺われない。(なお、岩手県環境影響評価技術審査会は、岩手県環境影響評価条例に基づき、同条例の規定による環境影響評価その他の手続に関する「技術的な事項」を調査審議するための知事の諮問機関として設置されるものであって(条例 39 条。なお、環境影響評価法との関係では、同法に基づく知事意見に際して知事に意見を答申する機関(条例 48 条 1 項)、法令の解釈・整合性に関する検討を行う機関ではないことから、岩手県環境影響評価技術審査会における議論をもって上記の点についての検討の欠如が補完されるものでない。)</p>		<p>法アセスメントにおける知事意見の提出は法定自治体事務であり、自治体は、当該事務の実施に当たって、自主的・自律的に法律解釈ができます。国が作る枠組みの下での地域環境の保全のための具体的なルールづくりやその実施は、自治体に委ねられている事務です。法の規制だけでは地域のニーズに対応できないような地域的事情がある場合は、地域特性に応じて条例又は要綱等により、合理的な範囲で事業者に対応を求めることは一般に可能と解されます。</p> <p>なお、岩手県環境影響評価技術審査会については、知事は、岩手県環境影響評価条例第48条第1項第1号の規定に基づき、環境影響評価法第3条の7第1項の意見を述べようとする場合に同審査会の意見を聴くこととされており、本ガイドラインの内容について同審査会の意見を聴くことは条例に基づく対応です。</p>	F(その他)
22	<p>2 本ガイドライン素案の策定過程に鑑みこれを撤回した上で改めて策定を検討すべきことについて</p> <p>(2) 以上を踏まえ、本ガイドライン素案の策定過程に関し、以下の点を明らかにされたい。</p> <p>いずれも、本ガイドラインの正当性にかかわる重要な点であり、これらについての疑問が解消されるよう対応いただきたい。</p> <p>ア 本ガイドライン策定にあたっては、実際に風力発電事業に携わっている事業者からの丁寧な実態及び意見聴取が不可欠であると考えますが、風力発電事業者からの知見・意見の聴取はどの程度行ったのか。万一行っていないとすれば、それはなぜか。</p>		<p>本ガイドラインは、2021年~2022年に提出された配慮書について、岩手県環境影響評価技術審査会で委員と事業者の間でなされた延べ195件の質疑・指摘等を議事録から分析し、項目別に整理したものです。ガイドライン案についての議論は令和4年12月から令和5年3月にわたり、骨子、素案、最終案のそれぞれについて3回行いましたが、ガイドライン案に記載した項目は、2021年から2022年の2年間にわたる岩手県環境影響評価技術審査会での指摘や指摘に関する議論の内容を踏まえたものです。本ガイドラインは、基本的に、こうした既知の内容を改めて整理しとりまとめたものであり、事業の実情や御意見については、本パブリックコメントを通じてお聴きし、可能な限り案に反映させることとしました。</p>	F(その他)
23	<p>2 本ガイドライン素案の策定過程に鑑みこれを撤回した上で改めて策定を検討すべきことについて</p> <p>(2) 以上を踏まえ、本ガイドライン素案の策定過程に関し、以下の点を明らかにされたい。</p> <p>いずれも、本ガイドラインの正当性にかかわる重要な点であり、これらについての疑問が解消されるよう対応いただきたい。</p> <p>イ 第1回意見交換会議事録をみると、貴県事務局からは、計画段階にしては細かい内容が多いだろうという審査委員の指摘に対し大要「事業者はこれくらいやっているであろう」(項目 No.4)、大要「計画段階でも事業者はフォトモニタージュを作成しているだろう」(項目 No.13)といった説明があるが、具体的な根拠は示されておらず(なお、たとえば後者については、フォトモニタージュの作成は、通常、準備書以降に行う評価作業である。)、実際に事業を計画する事業者等に事業の実態について知見・意見を聞いているとは思われない。実際に環境影響評価を行った上で事業を遂行している事業者にとって、看過できないほどの重大な認識の齟齬があり、推測の域で委員に回答しているようにも見受けられる。審議会における上記各回答を含む事務局からの各回答が、事業実態に関して事業者に対する聴取・調査を行った上でこれに基づいてした回答であるのかを明らかにされるとともに(なお、仮にこうした調査・聴取がされているのであれば、その聴取・調査の結果を明らかにされたい。仮にこうした聴取・調査に基づく回答でないというのであれば、上記回答に至る推測の根拠を明らかにされたい。)、仮にそうした聴取・調査に基づくものでないとするれば、本ガイドライン策定のための審議においてそのような回答をする理由を明らかにされたい。</p>		<p>御指摘の「事業者はこれくらいやっているだろう」との発言は、その後続く発言のとおり、国作成のハンドブックなどにおいて文献調査で基本的に把握されるべき事項として盛り込まれている内容に沿って、ガイドラインに記載の項目を整理したことを踏まえ、配慮書段階で一般的に検討が行われている事項であるとの認識を示したものです。なお、事業計画の熟度によっては未検討の事項もあることを踏まえ、「全項目について記載されていなければ(配慮書を)受理しない」という趣旨ではない旨の説明もしており、全ての事業者がこれらの検討を行っていることを前提とした発言ではありません。</p> <p>また、御指摘の「計画段階でも事業者はフォトモニタージュを作成しているだろう」との発言については、正確には、「配置書の段階でも、基本的には事業者が想定する配置位置というものがあるはず。風車の規模にも幅があるため、間隔をどうするかなどといった点は未定かもしれないが、最大の高さを考慮した風車間隔において、フォトモニタージュを作るということは可能だろうし、やらなければならないことなのではないかと考える。」であり、作成の技術的な可能性と必要性を述べたものです。また、「もちろん全ての事業において求めるということではないが、重要な地域の眺望景観を改変するような事業においては、こういった方法によることも評価として採用することが望まれる。」旨説明しており、すべての事業者が計画段階でフォトモニタージュを作成していることを前提とした発言ではありません。</p>	F(その他)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
24	<p>2 本ガイドライン素案の策定過程に鑑みこれを撤回した上で改めて策定を検討すべきことについて (2) 以上を踏まえ、本ガイドライン素案の策定過程に関し、以下の点を明らかにされたい。 いずれも、本ガイドラインの正当性にかかわる重要な点であり、これらについての疑問が解消されるよう対応いただきたい。</p> <p>ウ 発電所の環境影響評価について定める環境影響評価法及び電気事業法並びに関係政令に関しては環境省及び経済産業省が所管し、環境影響評価法施行規則及びいわゆる発電所アセス省令などの省令・ガイドラインを環境省及び経済産業省が定めている。国の法令についての解釈が県独自のものに陥らないようにするため、国の法令との整合性について、環境省及び経済産業省との間で法律の専門家を含む各方面の専門家を交えて十分に検討することが必須であると考えているが、こうした検討はどの程度行ったのか。仮に行っていないとすれば、なぜか。</p>		<p>法アセスメントにおける知事意見の提出は法定自治体事務であり、自治体は、当該事務の実施に当たって、自主的・自律的に法律解釈ができます。国が作る枠組みの下での地域環境の保全のための具体的なルールづくりやその実施は、自治体に委ねられている事務です。法の規制だけでは地域のニーズに対応できないような地域的事項がある場合は、地域特性に応じて条例又は要綱等により、合理的な範囲で事業者に対応を求めることは一般に可能と解されます。 本ガイドラインは、法令や国のガイドラインに規定されている事項を整理し、必要に応じて具体化・詳細化するとともに、本県の地域特性を踏まえ、地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、岩手県環境影響評価技術審査会で一般的によくなされる指摘等を整理して、環境の保全の観点からより良い配慮書を作成するための配慮事項とその考え方を示したものであり、法アセス手続の変更や法アセスが明示的に禁止している事項の付加など国の法令との整合性について検討が必要な事項があるとは考えていません。</p>	F(その他)
25	<p>2 本ガイドライン素案の策定過程に鑑みこれを撤回した上で改めて策定を検討すべきことについて (2) 以上を踏まえ、本ガイドライン素案の策定過程に関し、以下の点を明らかにされたい。 いずれも、本ガイドラインの正当性にかかわる重要な点であり、これらについての疑問が解消されるよう対応いただきたい。</p> <p>エ 貴県・アセス審査委員等との本ガイドライン策定に係る意見交換会の開催要領では、同意意見交換会は原則として公開することとされており、第1回意見交換会の際には報道陣による出席が認められたと説明されているが、弊社が第2回意見交換会の傍聴を貴県環境保全課に要望したところ、出席を拒否された。環境影響評価法に関するガイドラインの策定は法令遵守を旨とする事業者にとって死活問題であることに加え、脱炭素等に関わる政策は世論の正当な関心の対象であること、風力発電事業と環境影響については既に社会にも相応の知見の蓄積があることも踏まえると、本ガイドラインの策定のための議論は、個社に関する情報には適切にマスキング等をするとともに、その傍聴を広く認めるとともにインターネットでの放映等を通じてその議論を広く明らかにして批判も謙虚に取り入れるという公明正大な手続によるべきである。そうでなければ、不公平かつ実態にそぐわない、偏った内容のガイドラインであるのではないかという世間からの疑念を払拭出来ないものとする。今後、公明正大な手続により議論を尽くす予定であるのか否か伺いたい。仮にこうした手続によらない場合には、その理由を明らかにされたい。</p>		<p>第1回目の意見交換会は公開しましたが、第2回目は意見交換会の会場が確保できず、参加者全員の自席でのオンライン会議となったため、やむを得ず傍聴をお断りしたものです。意見交換会での審議の状況については、後日、議事概要を県ホームページで公開しましたが、その内容については、実際の発言を語尾を除き省略することなく掲載するとともに、県民に論点を分かりやすく伝えるため、項目毎に発言を対比させた表形式で示すなど、審議経過の積極的な情報提供に努めたところとします。</p>	F(その他)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
26	<p>3 本ガイドライン素案全体に関わる修正すべき点について</p> <p>(1) 第1回意見交換会議事録のNo.3において、委員からの「あまりにも環境配慮が不足している内容だった場合、事前相談の段階で事務局が再検討を促す可能性があるのか」という質問に対し「おっしゃるとおり。」とあるが、この「あまりにも環境配慮が不足している」程度や「事務局が再検討を促す」の意義が不明瞭である。弊社では、事前相談において環境保全上留意すべき項目をチェックすることは当然行われるものであるが、この応答を見ると、こうしたチェックをして事業者が法令上求められる水準の配慮書を作成したとしても、県において本ガイドラインの適合性(ないし適合性の有無についての県の解釈)を理由として配慮書の受領を拒否するなどの対応が今後取られることも懸念される。配慮書の受取りは、法律上拒むことができない苦であるため(仮に本ガイドラインについて国の法令との整合性について十分な検討をしていないのであれば、猶更である。)、本ガイドラインをもって事業者作成の配慮書の受領を拒否する理由とするのではないということを確認いただきたい。</p>		<p>御指摘の「あまりにも環境配慮が不足している」の程度は、例えば、本ガイドラインで「最近の配慮書手続の課題の事例」で示しているような、事業実施想定区域を取り囲むようにイヌワンの繁殖地が確認される事業、事業実施想定区域の一部に県立自然公園第2種特別地域が重複する事業、地域の重要な眺望景観に事業実施想定区域が設定される事業等を想定しています。</p> <p>また、御指摘の「事務局が再検討を促す」は、風力発電設備の設置に当たっては、一般に、自治体が風力発電設備に関するガイドライン等を策定し、遵守事項や手続等を独自に定めている場合は、発電設備の設置場所を検討する際に、その規定に即した事業実施予定地の選定や手続、事業の実施を求められることを踏まえ、本ガイドラインについても、その規定に即した対応を求めることを想定しているものです。</p> <p>本ガイドラインは、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第15条及び第17条の規定に基づき、地域の環境の保全に配慮した風力発電事業を促進するため、事業者が配慮書の作成に当たって配慮すべき事項とその考え方を示しています。本ガイドラインは何ら法的な義務を課すものではなく、本ガイドラインにおいて風力発電事業が環境の保全に配慮して行われるよう求めている事項は、事業者の任意の協力によってのみ実現するものですが、事業者においては、同条例第5条の規定に基づき、本ガイドラインを踏まえ、本県の恵み豊かな環境と共生する地域社会の構築に向けて、環境の保全の見地からより良い事業計画を検討し、環境への負荷が少ない事業活動に自ら努める必要があります。</p>	F(その他)
27	<p>3 本ガイドライン素案全体に関わる修正すべき点について</p> <p>(2) チェックリストは環境影響評価手続きにおいて、個別の案件について特に留意すべき項目があるか、留意すべき項目があるかを個別に整理する目的で使用されるべきである。一方で、本ガイドライン素案では、例えば「自然公園特別地域、緑の回廊、KBA、(中略)を事業実施想定区域から除外しているか」(P.54)といった、環境上配慮すべき地域を一律に除外させることを誘導するかのよう記述が散見される。中立的に配慮すべき項目を整理するのみであれば、例に挙げた部分は「自然公園特別地域、緑の回廊、KBA、(中略)が事業実施想定区域に該当しているか」といった記述にすべきである。この点については、配慮書段階で上記「除外」がされていないと事業計画として不適当であるという趣旨ではないことを確認させていただきたい。また、上記のように、全般的に中立的な表記に変更することを強く要請する。</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。御提案のような「自然公園特別地域等が事業実施想定区域に該当しているか」という「中立的」なチェック項目では、計画段階配慮事項の検討のうち、「調査」又は「予測」に関する配慮事項にしかありません。この場合、自然公園特別地域等への環境影響についてどのように複数案ごとに整理・比較するかについての「評価」に関する配慮事項が記載されないこととなります。</p> <p>この点、原案では、「自然公園特別地域等の除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっておらず、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。</p> <p>具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、自然公園特別地域等への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。</p> <p>なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から自然公園特別地域等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該地域等の改変を最小限とすることが該当します。複数案による比較整理の結果、重大な影響が回避又は極力低減されていなければ、計画段階配慮事項の検討が適切になされた事業計画とはいえなくなります。</p>	E(対応困難)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果 (県の考え方)	決定への反映状況
28	<p>3 本ガイドライン素案全体に関わる修正すべき点について                      (3) また、そもそも環境影響評価図書には環境影響評価法以下の法令に基づき対象事業が周辺環境に対し与える可能性がある環境上の項目について記述するものである。しかるに、本ガイドライン中のチェック項目として、用地の所有者の状況・確保形態 (No. 20)、系統連系に関する一般送配電事業者との事前相談の状況 (No. 30) など、およそ環境影響評価と関わりのない情報の記載有無が項目として挙げられている。これらの項目は、自治体や地域住民等との協議の中で問われれば回答する場面はあるが、環境影響に関わらない事業情報であり、図書に記載させる必要性がない (なお、系統連系の可否については、発電設備・系統の状況を踏まえ、経済産業大臣の許可を受けた事業者である一般送配電事業者が中立的な立場から専門的知見に則して判断されている。)。貴県審査会の中で、参考程度に聞かれれば回答はするが、配慮書にこうした情報の記述を求めるのは不適切と考える。</p>		<p>環境影響評価の結果は、事業の実施による土地の改変で発生する環境影響を直接被る地権者にとって重要な情報です。土地の所有権や確保形態を整理することは、環境影響評価におけるコミュニケーションを円滑に進めるうえでも重要です。                      土地の所有者は、事業の直接的な利害関係者です。その土地で生活し、その土地の自然環境と関わってきた所有者の利害と関心には、一般の環境保全の見地からの意見と異なる論理がある場合があります。このため、環境影響評価に当たっては、土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが重要です。                      本項目は、2-2の「地域住民への周知と説明」における地域とのコミュニケーションに当たっての一般的な配慮事項に加え、地域住民のうち土地の所有者の自然環境との関わりへの配慮の重要性を踏まえ、事業実施に当たって配慮すべき立地地点の社会条件の1つとして盛り込んでいるものです。                      所有者の個人情報等の図書への記載を求める趣旨ではありません。                      このことを明確にするため、当該チェック項目について、「想定区域内の用地 (風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む) の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正します。                      系統連系の状況については、風力発電事業の事業性に直接影響する要素であり、想定区域の設定根拠の1つとなる重要なインフラ条件です。                      また、発電した電気を電力系統に連系する場合、構内変電所から系統へ送電するための送電線を設置する工事等により、建設機械の稼働、工事関係車両の運行量の増加、工事期間中の沿道地域での渋滞の発生等に伴う大気環境への影響の増大や温室効果ガスの排出量の増加をはじめとする環境影響が新たに生じる可能性が高くなります。                      このため、風力発電機から既存の送電設備や変電所等との距離等の記載について、配慮書作成に当たって留意すべき事項として整理しました。                      このことを明確にするため、当該チェック項目の解説部分に上記の趣旨を追記しました。                      なお、全ての内容を配慮書に記載することを求めているものではなく、非公開情報が含まれる場合は、非公開の補足説明資料への記載でも可能としています。</p>	E (対応困難)
29	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について                      (1) P.3 以下 「1-3. 最近の配慮書手続の課題の事例」について                      配慮書に記載された事業実施想定区域の設定が不適切な場合は重大な環境影響を回避・低減できる適地への絞り込みができないとして、事業実施想定区域の一部に県立自然公園特別地域が重複し想定区域からの除外を求める知事意見が出された事例が参照されて「風力発電等の位置等の検討に当たっては、自然公園を除外」との記載がされているが (本ガイドライン素案 P.4)、一律に県立自然公園を想定区域に含めないよう求めるものでないことを注記し、こうした誤解を事業者・審査委員に抱かせるような構成は改めるべきである。県立自然公園は公園ごとに制定された目的はさまざまであり、必ずしも眺望景観を楽しむことだけが目的ではないし、また、個別の事業計画がどの程度環境に配慮しているかは計画ごとに様々である。過去の事例を引き合いにして一律に自然公園を事業実施想定区域から想定することが絶対であるかのように記述することは不適切であり、個別の計画ごとに予測される環境影響に応じて審査がなされるよう表現を改めるべきである。</p>		<p>御指摘の「風力発電等の位置等の検討に当たっては、自然公園を除外」との記載は、当該事例の事業に対する実際の知事意見の記載内容を記したものです。自然公園特別地域は、指定の趣旨から、大規模な改変は抑制すべきエリアであることから、事業計画の初期段階で重大な環境影響の回避・低減を図ることを目的とする配慮書手続においては、当該地域への重大な環境影響を回避又は極力低減する計画とすることが必要です。                      本ガイドラインは、本県の地域特性を踏まえ、地域環境の保全に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、国のガイドラインや岩手県環境影響評価技術審査会で一般的によくなされる指摘等を参考に、環境の保全の観点からより良い配慮書を作成するための配慮事項とその考え方を示し、事業者が配慮書の作成段階で事前に確認することができるようにしたものです。                      ここでは、自然公園特別地域の除外を求めた過去の知事意見の内容を事例として示しています。</p>	E (対応困難)
30	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について                      (2) P.8 「図2 環境影響評価の手続の流れ」                      審査会の位置づけも明記していただきたい。貴県の審査会では、過去に事業者に特定の調査を強要する発言があったが、こうした強要ができるものではないことを明記願いたい。</p>		<p>岩手県環境影響評価技術審査会の位置づけは本ガイドラインと直接関わらない事項であることから、記載はできませんが、審査会は、環境影響評価に関する技術的事項を審議する場であり、事業者に対し特定の調査の実施を強要することはありません。</p>	F (その他)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
31	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について                      (3) P.10-12 「2-2 地域住民への周知と説明」について                      ア チェック項目として「6. 配慮書手続中に、市町村からの助言等を踏まえ、適切な範囲の地域住民等に対し、適切な手法で配慮書の内容を説明し意見を聴取する計画を立てているか」とあり(P.10)、また P.11 本文では、説明会の開催が前提にされている記述があるが、環境影響評価手続における図書の内容を住民に説明する説明会の開催は、環境影響評価法上は方法書以降に求められているものであり(環境影響評価法7条の2第1項参照)、「適切な手法で事業概要を説明し意見を聴取する計画を立てているか」といった表現に修正すべきであるとともに、「必要です」(15行目、15行目、26行目、28行目)との表現については「期待されます」といった表現に改めることが適切であると考えます。</p>		<p>アセス省令第12条第1項では、計画段階配慮事項の検討に当たっては、配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとするされ、その方法は同13条第1項において30日程度の縦覧とインターネット等による公表によるとされていますが、環境アセスメントにおけるコミュニケーションの方法は縦覧・公告に限られません。アセス法において方法書段階での説明会の開催が義務付けられている趣旨は、「(方法書は)事業者が事業の実施に係る環境影響評価を行うに当たりどのような項目をどのような手法で調査、予測、評価を行うかという点について自らの考え方をとりまとめた文書であり、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっている」ことから、「方法書段階でのコミュニケーションを充実させるべく、説明会を開催して周知を図ることとしている」とされています。この点、配慮書は、事業計画の初期段階から重大な環境影響を回避・低減するためのどのような事項に配慮するかという点について事業者自らの考え方をとりまとめた文書であり、一般の住民にとっては図書紙数の分量も多く、内容も専門的なものとなっています。このため、事業の位置、規模等に関する複数案ごとに環境影響の程度や内容を具体的に示し、地域の環境を良く知っている地域住民をはじめとした一般の方々の意見を聴取し、地域環境の保全に配慮する必要がありますと考えます。</p>	E(対応困難)
32	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について                      (3) P.10-12 「2-2 地域住民への周知と説明」について                      イ 「7. 地域との円滑なコミュニケーションに向けた配慮(縦覧期間後の図書の公表、閲覧図書印刷可など)が行われているか」(P.10)とあり、P.12にて、縦覧期間後の図書の継続公表やインターネットでの図書の印刷・ダウンロードを求めるといった記述がある。環境影響評価図書は、事業者が事業のために心血を注いで多額の資金を投じて作成したものであり、事業者に着作権があるところ、弊社では、以前、悪意のある第三者に改ざんして転用されたこともあって、無制限の印刷・ダウンロードはお断りしている(なお、個別に要求があれば原本を閲覧していただくなどの対応をしている)。縦覧期間後の公開についての環境省の取組みがあくまで「事業者の協力」を前提にしているのも、こうした事業者の権利・事情を汲んだものと思われる。「縦覧期間後の図書の公表、閲覧図書印刷可など」(P.10)の措置を事実上強制することとならないよう、あくまで事業者の判断が尊重されるべきことを注記いただきたい。</p>		<p>御指摘の「地域との円滑なコミュニケーションに向けた配慮(縦覧期間後の図書の公表、閲覧図書印刷可など)」の括弧書きの記載は、一般の住民からの要望が多い開示に関する取組の例として記載しているものです。                      環境影響評価図書の著作権は、関係法令に基づき適正に保護されるべきものであることは言うまでもありません。                      一方で、縦覧期間後の継続的な公表は、地域住民の事業に対する理解や、事業者に対する信頼性を高めることにつながります。また、図書の公表等の取組が進むことで、環境影響評価の知見の蓄積につながり、より効果的な評価手法の採用が可能となるなど事業者にもメリットがあります。                      このため、県民の環境影響評価図書に対する情報アクセスの利便性の向上や、本県で実施される事業の環境影響評価の予測・評価技術の向上を図るため、事業者に対し、環境省ウェブサイトでの環境影響評価図書の公開について協力を求める旨記載しているものです。</p>	E(対応困難)
33	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について                      (4) P.12-13 「3-1. 基本的事項(1) 複数案」について                      P.13 に差し込まれている「図3-1 複数案の基本」「図3-2 区域を広めに設定する複数案」について、本文中で何も触れられておらず、何を言わんとしているかがわからない。何をどのように図示することを意図した図なのか、わかるように説明願いたい。</p>		<p>図3-1の複数案の基本については、その直前のパラグラフに記載しているとおり、事業計画の検討工程で抽出された複数の有望地域を事業実施想定区域の複数案として設定する場合の複数案のイメージを示しています。また、図3-2の区域を広めに設定する複数案は、その直前のパラグラフに記載しているとおり、計画段階配慮を行う段階で事業実施想定区域を広く設定しておき、以降の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業実施区域を絞り込んでいく場合の複数案のイメージを示しています。</p>	E(対応困難)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
34	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について (5) P.24-25 「28. 想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者の状況や確保形態が記載されているか」 「30. 系統連系可能な既設の送・配電線、変電所等との距離や系統連系の状況、事前相談等の状況等について記載されているか」 環境影響評価図書には、環境影響評価法に基づき、対象事業が周辺環境に対し与える可能性がある環境上の項目について記述するものである。しかるに、およそ環境影響評価と関わりのない項目であり、配慮書に記載する内容として挙げられるのは不適切である。これらの項目は、自治体や地域住民等との協議の中であればそれに応えることはやぶさかでないが、環境影響に関係が無い。貴県審査会の中で、参考程度に聞かれることは構わないが、配慮書にこうした情報を記述するのは不適切である。</p>		<p>環境影響評価の結果は、事業の実施による土地の改変で発生する環境影響を直接被る地権者にとって重要な情報です。土地の所有権や確保形態を整理することは、環境影響評価におけるコミュニケーションを円滑に進めるうえでも重要です。 土地の所有者は、事業の直接的な利害関係者です。その土地で生活し、その土地の自然環境と関わってきた所有者の利害と関心には、一般の環境保全の見地からの意見と異なる論理がある場合があります。このため、環境影響評価に当たっては、土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが重要です。 本項目は、2-2の「地域住民への周知と説明」における地域とのコミュニケーションに当たっての一般的な配慮事項に加え、地域住民のうち土地の所有者の自然環境との関わりへの配慮の重要性を踏まえ、事業実施に当たって配慮すべき立地地点の社会条件の1つとして盛り込んでいるものです。 所有者の個人情報等の図書への記載を求める趣旨ではありません。 このことを明確にするため、当該チェック項目について、「想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正します。 系統連系の状況については、風力発電事業の事業性に直接影響する要素であり、想定区域の設定根拠の1つとなる重要なインフラ条件です。 また、発電した電気を電力系統に連系する場合、構内変電所から系統へ送電するための送電線を設置する工事等により、建設機械の稼働、工事関係車両の運行量の増加、工事期間中の沿道地域での渋滞の発生等に伴う大気環境への影響の増大や温室効果ガスの排出量の増加をはじめとする環境影響が新たに生じる可能性が高くなります。 このため、風力発電機から既存の送電設備や変電所等との距離等の記載について、配慮書作成に当たって留意すべき事項として整理しました。 このことを明確にするため、当該チェック項目の解説部分に上記の趣旨を追記しました。 なお、全ての内容を配慮書に記載することを求めているものではなく、非公開情報が含まれる場合は、非公開の補足説明資料への記載でも可能としています。</p>	E(対応困難)
35	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について (6) P.23「(3) 風況」について 「23. 風況と風車の性能から推定した年間発電量と設備利用率を算定しているか」「24. 年間発電量、売電価格、二酸化炭素削減量、総事業費など事業の社会的、経済的効果を算定しているか。」とあるが、具体的な数値について配慮書への記載を求めるものではなく、算定しているか否かを確認できればよいと理解したが、そのような理解で間違いはないか明らかにされたい。</p>		<p>二酸化炭素削減量については、配慮書事業特性として、「対象事業の内容」の「その他の事項」に記載することが想定されます。 その他の事項については、非公開の補足説明資料に記載することが想定されます。</p>	F(その他)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
36	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について (7) P.24-27 「(5) 社会条件」29.について ア 「29. 環境保全等の観点から設置規制のあるエリアや配慮すべきエリアについて、環境影響を考慮する重要な対象として把握し、その重要性の程度や特性を考慮し、複数案ごとに重大な環境影響の程度を整理、比較しているか」とあり、エリアを分類し配慮すべき地域を示すところまでは問題ないと思うが、「②環境保全の観点から法令等により指定された地域」について、「地球温暖化対策推進法に定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定基準において促進区域に含めることが適切でない区域となっています」と記載されている(P.26)。この点に関しては、環境省も説明するのとおり、地球温暖化対策推進法上の促進区域の制度はポジティブ・ゾーニングであり、促進区域に指定されない場所では、促進区域に指定されなかったことをもって風力発電事業が禁止されるものではなく、通常どおり、環境影響及びその低減の方法を個別に検討すべきものであると理解している。本ガイドライン素案が同様の理解に立つものかどうか確認いただきたい。 また、その旨事業者・審査委員等に誤解が生じないよう、地球温暖化対策推進法施行規則及び貴県基準(促進区域の設定に関する岩手県基準)に照らして促進区域として含めることが適切でないと思われる区域であっても、風力発電事業を行うことが禁止されているわけではなく、通常どおり環境影響及びその低減の方法が個別に検討される必要がある旨注記願いたい。</p>		<p>御指摘のとおり、促進区域以外で行われる事業は、環境影響及びその回避・低減の方法を個別に検討すべきものです。 後段の御意見についても御指摘のとおり、促進区域以外で風力発電事業を行うことが禁止されているわけではなく、促進区域以外で行われる事業は、環境影響及びその回避・低減の方法が個別に検討される必要があります。 上記の内容について追記しました。 一方で、促進区域で実施される事業は、配慮書手続を省略することができます。これは、配慮書手続の趣旨である事業の位置・規模等の検討段階における環境配慮の検討がすでに行われているためです。このため、促進区域以外で行われる事業においても、促進区域に含めることが適切でないと思われる区域については、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を設定するに当たって、勘案すべき地域特性です。</p>	E(対応困難)
37	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について (7) P.24-27 「(5) 社会条件」29.について イ P.25 12 行目において、「土地の所有権(公有地、民有地)」とあるが、「土地の所有者(公有地、民有地)」と改めるべきである。</p>		<p>御指摘の項目について、「想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正します。</p>	F(その他)
38	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について (8) P.36-37 「(5) 動物・植物」について ア 自然公園に関する事項が、チェックリストの「動植物」に分類され、「景観」の箇所には記載がないのはなぜか。</p>		<p>自然公園における立地や敷地への影響については、土地改変による動植物の生息・生息環境への影響が大きく、過去の知事意見ではそうした観点から意見が出されていますので、動植物の項目に記載しています。 一方で、自然公園における風致景観への影響については、公園利用者の展望の用に供するための園地、広場等の主要な展望地から、風力発電施設が視認されることで、眺望景観の改変による影響が考えられることから、72.の項目で対応しています。</p>	F(その他)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果 (県の考え方)	決定への反映状況
39	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について (8) P.36-37 「(5) 動物・植物」について イ 「自然公園特別地域を除外しているか」といった表記があるが、これは自然公園特別地域を除外することが必須であるかのように事業者及びアセス審査委員等を誤導しかねない表現である。国立・国定自然公園、県立自然公園には、それぞれの法律、政令、省令、条例、規則等が定められており、それらの基準によって開発行為の可否が関係省庁・関係課によって判断されるべきである。従って、「自然公園特別地域が該当しているか」といった中立的な表記に訂正することを強く求める。</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。御提案のような「自然公園特別地域等が事業実施想定区域に該当しているか」という「中立的」なチェック項目では、計画段階配慮事項の検討のうち、「調査」又は「予測」に関する配慮事項にしかありません。この場合、自然公園特別地域等への環境影響についてどのように複数案ごとに整理・比較するかについての「評価」に関する配慮事項が記載されないこととなります。</p> <p>この点、原案では、「自然公園特別地域等の除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっておらず、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。</p> <p>具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、自然公園特別地域等への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。</p> <p>なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から自然公園特別地域等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該地域等の改変を最小限とすることが該当します。</p> <p>なお、複数案による比較整理の結果、重大な影響が回避又は極力低減されていなければ、環境影響評価における計画段階配慮事項の検討が適切になされた事業計画とはいえません。関係法令の許認可とは別の問題と考えます。</p>	E (対応困難)
40	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について (8) P.36-37 「(5) 動物・植物」について ウ 「緑の回廊を除外しているか」といった表記があるが、これは緑の回廊を事業区域から除外することが必須であるかのように事業者・アセス審査委員等を誤導しかねない表現である。以前に当社が既存風力案件で緑の回廊内の風車設置について岩手県の担当課と相談した際には、緑の回廊の設定趣旨から風車設置はなるべく避けてもらいたい改変を妨げるものではないとの意見を聴取している。従って、「緑の回廊が該当しているか」といった中立的な表記に訂正することを強く求める。</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。御提案のような「緑の回廊が該当しているか」という「中立的」なチェック項目では、計画段階配慮事項の検討のうち、「調査」又は「予測」に関する配慮事項にしかありません。この場合、緑の回廊への環境影響についてどのように複数案ごとに整理・比較するかについての「評価」に関する配慮事項が記載されないこととなります。</p> <p>この点、原案では、「緑の回廊の除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっておらず、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。</p> <p>具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、緑の回廊への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。</p> <p>なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から緑の回廊を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該地域等の改変を最小限とすることが該当します。</p> <p>なお、複数案による比較整理の結果、重大な影響が回避又は極力低減されていなければ、環境影響評価における計画段階配慮事項の検討が適切になされた事業計画とはいえません。</p>	E (対応困難)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果 (県の考え方)	決定への反映状況
41	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について (9) P.42 「(8) 景観」について</p> <p>「73. 地域における重要な眺望景観が有る場合、風車の仮配置位置で最大高さの風車を想定したフォトモンタージュによる眺望景観の予測を記載しているか」とあるが、これは、配慮書段階にも拘わらずフォトモンタージュによる予測評価があたかも必須であるかのように事業者・アセス審査委員等を誤導しかねない表現である。配慮書段階では風車レイアウトはあくまで仮のものであるため、準備書以降の手続きにおいて殆どの場合で改めて風車レイアウトを検討の上で再度フォトモンタージュ図を作成する必要性が生じる。評価書段階で同じ予測評価項目を重複して実施することは合理的でない。他方、開発初期段階において追加費用を負担することは事業者にとって大きな負担である。「適切に眺望景観を配慮しているか」というように、配慮書段階に適した対応をチェックする表記に訂正すべきである。</p>		<p>地域における重要な眺望景観がある場合に、景観の変化予測を具体的に示すため、フォトモンタージュによる眺望景観の予測を求めるものであり、御指摘にあるような、全ての配慮書で必要という趣旨の記載ではありません。</p> <p>地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するためには、重要な眺望景観がある地域において、地域住民から、景観に関する環境保全の見地からの懸念が出されている場合は、その懸念の払拭に向けて、丁寧な対応をすることが重要です。</p> <p>このため、地域における重要な眺望景観がある場合に、配慮書段階でフォトモンタージュによる眺望景観の変化の予測を行うことを求めた過去の配慮書知事意見の内容を配慮事項として示しているものです。特に、複数案が設定されていない単一案の場合は、EIA段階と同程度の予測が可能であり、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討することが求められていることから、地域における重要な眺望景観がある場合は、配慮書段階であっても、フォトモンタージュによる予測評価が必要です。</p> <p>一方で、御指摘のとおり、複数案が設定されている場合は、計画の熟度は高くないため、EIA段階と同程度の予測・評価手法を活用することが困難なことも想定されます。このため、当該チェック項目の解説部分 (P46) に上記の趣旨を追記します。</p>	E (対応困難)
42	<p>4 本ガイドライン素案中の修正すべき個別の記載について (10) P.44 「(9) 人と自然の触れ合いの活動の場」について</p> <p>「78. 被影響対象からの離隔距離を 1km 以上確保しているか」とあるが、これはあたかも離隔距離 1km 以上が必須であると事業者・アセス審査委員等を誤導しかねない表現である。1km 未満であれば騒音影響が確実に生じるという学術的根拠について本ガイドライン素案では何も触れられていない。騒音についてはそれぞれのサイトにおいて個別の地形等を考慮し、あくまで個別の影響評価をしていくことが一般的であるため、「離隔距離を十分に確保しているか」などの表現に変更すべきである。</p>		<p>1km未満であれば騒音影響が確実に生じるという学術的根拠はありませんが、1km以上であれば騒音影響が確実に生じないという学術的根拠もありません。一方で、発電所一般において、方法書段階における対象事業に係る環境影響を受ける範囲は、対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲内とされています。御指摘のとおり騒音については、それぞれのサイトについて個別の影響評価を行うことが一般的です。配慮書においても、相応の環境影響の予測を行い、地域の生活環境に配慮した適切な計画としておくことが重要です。</p> <p>このため、想定される風車の機種及び基数・配列等の情報をもとに、「距離減衰」及び「騒音レベル合成」の予測式を用いて風車騒音を予測しているかに関するチェック項目を新たに追加し、御指摘を踏まえ「距離が十分に離れている計画となっているか」に修正しました。</p>	B (一部反映)
43	<p>5 その他の事項について</p> <p>既に配慮書手続きに着手している案件に影響を与えないように配慮いただきたい。また、既に配慮書手続きに着手している案件には影響しない旨明記いただきたい。</p>		<p>本ガイドラインは、令和 5 年 4 月 1 日以降に新たに配慮書手続きを開始する事業に適用されます。その旨追記しました。</p>	B (一部反映)
44	<p>1 総論</p> <p>1 本ガイドラインの対象は法アセス事業か、あるいは条例アセス事業か</p> <p>本ガイドラインの対象は、環境影響評価法 (以下、アセス法) 対象事業であるか、あるいは岩手県環境影響評価条例 (以下、アセス条例) 対象事業であるか、が明示されていません。そこで、環境アセスメントの手の流れを考えると、</p> <p>(1) 法アセス対象事業については、アセス法、電気事業法、発電所アセス省令、発電所に係る環境影響評価の手引 (以下、手引)、計画段階配慮手続きに係る技術ガイド、などの法規に則り計画段階配慮手続を行う (計画段階環境配慮書を作成する) ことが規定されており、2023年3月の時点で400件を超える計画段階配慮手続の運用実績があります。従って、法アセス対象事業については、上記のアセス法等の法規に則り計画段階配慮手続を行う (計画段階環境配慮書を作成する) こととし、その際に、岩手県における事業については、必要に応じて岩手県の本ガイドラインを参考として利用するものとする。</p> <p>(2) 法アセス対象事業については、仮に、アセス法等の法規記載内容と岩手県の本ガイドラインの記載内容と不整合があるときは、アセス法等の法規に則り手続を行うものとする。</p> <p>とすることで問題ないと理解しますが、よいでしょうか。</p>		<p>本ガイドラインは法アセスの対象事業を対象としています。</p> <p>法アセスメントにおける知事意見の提出は法定自治体事務であり、自治体は、当該事務の実施に当たって、自主的・自律的に法律解釈ができます。国が作る枠組みの下での地域環境の保全のための具体的なルールづくりやその実施は、自治体に委ねられている事務です。法の規制だけでは地域のニーズに対応できないような地域的事情がある場合は、地域特性に応じて条例又は要綱等により、合理的な範囲で事業者に対応を求めることは一般に可能と解されます。</p> <p>本ガイドラインは、法令や国のガイドラインに規定されている事項を整理し、必要に応じて具体化・詳細化するとともに、本県の地域特性を踏まえ、地域環境の保全に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、岩手県環境影響評価技術審査会で一般的によくなされる指摘等を整理して、環境の保全の観点からより良い配慮書を作成するための配慮事項とその考え方を示したものであり、国のガイドラインと同様に参照していただくことを期待しています。</p> <p>なお、本ガイドラインは、法アセスの手続きを変更したり、法アセスが明示的に禁止している手続を求めるものではないため、法アセスと「不整合がある」ことは想定しておりません。</p>	F (その他)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
45	1 総論 2 法アセス対象事業についてアセス手続きを進めるにあたり、アセス法等の法規には規定されていない岩手県の本ガイドラインで指定される文書(チェックリスト)を作成・添付してアセス書を届出する手順はアセス法等の法規の規定外の作業です。アセスの迅速化に逆行する手続きを求めているように見えます。		本ガイドラインの配慮事項に対応しているかあらかじめ確認することで、配慮書手続の円滑化と迅速化につながると考えます。	E(対応困難)
46	1 総論 3 本ガイドラインは、配慮書段階としての記載すべき内容を超えている。 審査委員会との意見交換会議事録にも記載されていますが、配慮書段階としては細かい内容が多い。また、方法書手続以降の段階で検討し記載すべき内容も多い。 「事業への早期段階における環境配慮を可能とするため」という配慮書手続の趣旨に沿う内容に修正していただきたい。		本ガイドラインは、法令や国のガイドラインに規定されている事項を整理し、必要に応じて具体化・詳細化するとともに、本県の地域特性を踏まえ、地域環境の保全に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、岩手県環境影響評価技術審査会で一般的によくなされる指摘等を整理して、環境の保全の観点からより良い配慮書を作成するための配慮事項とその考え方を示したものであり、方法書以降に行われる現地調査による定量的な影響予測・評価を行うことを求めている趣旨ではありません。	E(対応困難)
47	1 総論 4 配慮書に対する環境大臣意見には、「…重大な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。」という記載が多くみられます。 これは、方法書手続以降の段階において現地調査をきちんと実施し、得られたデータから影響を予測及び評価して、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討し決定するという手順を是認するものです。 一方、本ガイドラインでは、例えば、配慮書段階で配置等を決め、フォトモンタージュによる眺望景観の定量的予測を実施することを求めています。このような配慮書段階を超える要求は環境大臣意見とは整合しないので修正していただきたい。		法アセスメントにおける知事意見の提出は法定自治体事務であり、自治体は、当該事務の実施に当たって、自主的・自律的に法律解釈ができます。国が作る枠組みの下での地域環境の保全のための具体的なルールづくりやその実施は、自治体に委ねられている事務です。法の規制だけでは地域のニーズに対応できないような地域的事情がある場合は、地域特性に応じて条例又は要綱等により、合理的な範囲で事業者に対応を求めることは一般に可能と解されます。 本ガイドラインは、法令や国のガイドラインに規定されている事項を整理し、必要に応じて具体化・詳細化するとともに、本県の地域特性を踏まえ、地域環境の保全に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、岩手県環境影響評価技術審査会で一般的によくなされる指摘等を整理して、環境の保全の観点からより良い配慮書を作成するための配慮事項とその考え方を示したものであり、環境大臣意見と整合しないことは本ガイドラインを修正すべき理由になりません。	E(対応困難)
48	1 総論 5 1頁ほか 用語の整理・統一 ・事業実施想定区域、事業実施区域、事業区域、実施区域、想定区域等の用語が混在しているので混乱する。		御指摘を踏まえ修正しました。	A(全部反映)
49	1 総論 5 1頁ほか 用語の整理・統一 ・「事業実施想定区域」および「対象事業実施区域」はアセス法で規定された用語。対象事業実施区域を事業実施区域と略して使うのは誤り。 法に規定された「○○区域」と、一般的な意味で使う「△△区域」とを区別するとともに全体的に見直し整理が必要です。		御指摘を踏まえ修正しました。	A(全部反映)
50	1 総論 6 15頁ほか 8-9行 参考文献 脚注の参考文献の指定ページには該当する記載がない例が散見されます。全般的に確認ください。 【例】第二種事業の判定基準を参考に設定できる31と脚注していますが、当該文献の24頁には判定基準の記載がない。 ※例えば、環境影響評価法に基づく基本的事項(環境庁告示第八十七号、最終改正：平成十七年三月三十日環境省告示第二十六号)に記載あり。		御指摘を踏まえ修正しました。	A(全部反映)
51	2 各論 1 21頁 3-6行目 複数案 「風車の配置が決まっていないなど事業計画の熟度が低いことは、複数案としての重大な環境影響の比較整理を行わない理由にならない。事業計画の熟度が低い場合でも、想定される風車の配置案を示し、…重大な環境影響の比較整理を行うことが必要…」と記載されていますが、事業計画の熟度が低い段階でも信頼性のある(意味のある)検討が現実的に可能でしょうか。 [関連するチェックリスト：No.16]		事業計画の熟度が低いからこそ、複数案による環境影響を比較整理して柔軟に計画を見直すことができると考えます。	E(対応困難)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称)風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
52	2 各論 2 21頁 24-29行目 経営計画における位置づけ 当該事業を経営計画にどのように位置づけているかを示すことが、産業振興、コミュニティの活性化への貢献などの観点から重要であると記載してありますが、これらの項目は計画段階環境配慮書に記載すべき項目でしょうか。 地元住民の理解を高めるためには重要な事項であるので、住民説明会等の機会に必要なに応じて開示するのが適当ではないでしょうか。 [関連するチェックリスト：No.17]		御指摘のとおりであり、全ての内容を配慮書に記載することを求めているものではなく、非公開情報が含まれる場合は、非公開の補足説明資料への記載でも可能としています。これを踏まえ、チェック項目18.について「示しているか」を「整理しているか」に修正しました。	B(一部反映)
53	2 各論 3 23頁 項目24、売電金額、総事業費等 売電金額、総事業費等は計画段階環境配慮書に記載すべき項目でしょうか。 地権者等とのコミュニケーションは合意形成のためには有用ですが、これらは計画段階環境配慮書に記載すべき項目ではないでしょう。 [関連するチェックリスト：P23 17-19行目]		御指摘のとおりであり、全ての内容を配慮書に記載することを求めているものではなく、非公開情報が含まれる場合は、非公開の補足説明資料への記載でも可能としています。	C(趣旨同一)
54	2 各論 4 24頁 項目28、用地の所有者の状況等 用地の所有者の状況や確保形態等は計画段階環境配慮書に記載すべき項目でしょうか。 [関連するチェックリスト：No.28]		御指摘を踏まえ、当該チェック項目について、「想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正しました。また、その考え方として、発電設備を設置する土地の周辺に環境影響が生じる場合は土地の地権者同士の関係がより複雑になることが考えられること、環境影響評価に当たっては土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが必要であることを追記しました。	B(一部反映)
55	2 各論 5 25頁 2-13行目 用地の所有者の状況や確保形態等は計画段階環境配慮書に記載すべき項目でしょうか。 [関連するチェックリスト：No.28]		御指摘を踏まえ、当該チェック項目について、「想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正しました。また、その考え方として、発電設備を設置する土地の周辺に環境影響が生じる場合は土地の地権者同士の関係がより複雑になることが考えられること、環境影響評価に当たっては土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが必要であることを追記しました。	B(一部反映)
56	2 各論 6 26頁 6-10行目 判定基準に基づく配慮すべきエリア 「…「①環境影響を受けやすい地域」及び…比較的抽出しやすいと考えられます。」の部分は計画段階配慮書に係る技術ガイドから引用・編集していますが、文言の並びを入れ替えた結果、引用元の文章の意味と整合しなくなっています。 [関連するチェックリスト：No.29]		御指摘を踏まえ修正しました。	B(一部反映)
57	2 各論 7 32頁 【参考】の上から12行目 環境保全措置 「…、重大な環境影響の回避・低減が可能であることから、代償措置は検討対象とはなりません。…」の下線部について。 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、または低減することを優先するものとし、必要に応じて代償措置の検討が行われるものとする(環境影響評価法に基づく基本的事項最終改正：平成十七年三月三十日)と記載されて居ります。 しかし、本ガイドラインでは、条件等を明示しないで「回避・低減可能である」と断定し、その結果「代償措置は検討対象とはなりません。」と断定していますが、国の考え方と整合せず、適切な判断ではないでしょう。		御指摘を踏まえ、配慮書の目的が回避・低減という趣旨を明確にしました	B(一部反映)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
58	<p>2 各論 8 33頁 項目15-16 計画段階配慮事項の検討の結果を方法書で反映する計画としているかの確認</p> <p>「また、水源かん養保安林が…、計画段階配慮事項の検討の結果、事業実施区域から除かれる計画となっているかは、…」の下線部分は、方法書以降の事業計画の熟度を高めて行く過程で関係機関等と協議を行いながら並行して調査結果等を精査・検討して行くものです。 これは計画段階環境配慮書に記載すべき文言でしょうか。 [関連するチェックリスト：No.45]</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。</p> <p>この点、原案では、「除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。</p> <p>具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、被影響対象への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。</p> <p>なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から保安林等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、保安林等の改変を最小限とすることが該当します。</p>	B(一部反映)
59	<p>2 各論 9 34頁 項目48. 「…、又は事業実施区域から除外する計画となっているか。」の下線部分は、方法書以降の事業計画の熟度を高めて行く過程で関係機関等と協議を行いながら並行して調査結果等を精査・検討して行くものです。 計画段階環境配慮書に記載すべき文言でしょうか。 [関連するチェックリスト：No.48]</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。</p> <p>この点、原案では、「除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。</p> <p>具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、被影響対象への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。</p> <p>なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から防災上配慮すべきエリア等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該地域等の改変を最小限とすることが該当します。</p>	B(一部反映)
60	<p>2 各論 10 35頁 1行目 「の結果、事業区域から除外する計画となっているか…」の下線部分は、方法書以降の事業計画の熟度を高めて行く過程で関係機関等と協議を行いながら並行して調査結果等を精査・検討して行くものです。 計画段階環境配慮書に記載すべき文言でしょうか。 [関連するチェックリスト：No.49]</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。</p> <p>この点、原案では、「除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。</p> <p>具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、被影響対象への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。</p> <p>なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から防災上配慮すべきエリア等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該地域等の改変を最小限とすることが該当します。</p>	B(一部反映)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
61	<p>2 各論 11 37頁 項目60. 「…、又は事業実施区域から除外する計画となっているか。」の下線部分は、方法書以降の事業計画の熟度を高めて行く過程で関係機関等と協議を行いながら並行して調査結果等を精査・検討して行くものです。 計画段階環境配慮書に記載すべき文言でしょうか。 [関連するチェックリスト：No.60]</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。 この点、原案では、「除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。 具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、被影響対象への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。 なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から巨樹、巨木林等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該被影響対象等の改変を最小限とすることが該当します。</p>	B(一部反映)
62	<p>2 各論 12 37頁 項目61 「…、又は事業実施区域から除外する計画となっているか。」の下線部分は、方法書以降の事業計画の熟度を高めて行く過程で関係機関等と協議を行いながら並行して調査結果等を精査・検討して行くものです。 計画段階環境配慮書に記載すべき文言でしょうか。 [関連するチェックリスト：No.61]</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。 この点、原案では、「除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。 具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、被影響対象への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。 なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から自然公園特別地域等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該地域等の改変を最小限とすることが該当します。</p>	B(一部反映)
63	<p>2 各論 13 38頁 17行目 「…計画段階配慮事項の検討の結果、事業実施区域から除かれる計画となっているか は、…」方法書以降の事業計画の熟度を高めて行く過程で関係機関等と協議を行いながら並行して調査結果等を精査・検討して行くものです。 計画段階環境配慮書に記載すべき文言でしょうか。 [関連するチェックリスト：No.60, 61]</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。 この点、原案では、「除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。 具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、被影響対象への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。 なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から自然公園特別地域等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該地域等の改変を最小限とすることが該当します。</p>	B(一部反映)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
64	2 各論 14 37頁 項目58. 資料収集・評価 「…得られた情報を用いて <u>解析的な手法</u> により… <u>重大な影響</u> を記載しているか。」の下線部は、計画段階配慮における原則を超えているのではないのでしょうか。 計画段階配慮手続に係る技術ガイドは、次のように限定して記載しています。 ・計画段階配慮では調査は文献調査(既存資料の調査)、予測は簡易な手法とする。 ・解析的な手法を用いて重要な自然環境のまとりの場等の広域的な分布図が作成されている場合があるので活用できる可能性がある。 ・既存資料や専門家等のヒアリングによっても、重要な自然環境のまとりの場の分布について十分に必要な情報が得られない場合は、解析的な手法を活用した推定や現地踏査等を検討する。 [関連するチェックリスト: No.58]		既存資料や専門家等へのヒアリングで重要な種等の分布について十分に必要な情報が得られない場合で、かつ重要な種等の重要性の程度が高く、さらに事業の影響がある程度想定される場合には、地形情報や植生と重要な種等の生態情報から分布状況を推定するなどの解析的な手法を活用し、個々の重要な種に対する影響を記載する必要があります。 これらの内容を追記しました。	B(一部反映)
65	2 各論 15 38頁 2行目 「…を推定する <u>解析的な手法</u> を活用し、… <u>影響を整理</u> することが必要です。」の下線部分については、前項No.14と同じ理由により計画段階配慮における原則を超えているのではないのでしょうか。		既存資料や専門家等へのヒアリングで重要な種等の分布について十分に必要な情報が得られない場合で、かつ重要な種等の重要性の程度が高く、さらに事業の影響がある程度想定される場合には、地形情報や植生と重要な種等の生態情報から分布状況を推定するなどの解析的な手法を活用し、個々の重要な種に対する影響を記載する必要があります。 これらの内容を追記しました。	B(一部反映)
66	2 各論 16 39頁 項目63. 「…得られた情報を用いて <u>解析的な手法</u> により… <u>生息状況</u> を推定しているか。」の下線部については、No.14と同じ理由により計画段階配慮における原則を超えているのではないのでしょうか。 [関連するチェックリスト: No.63]		既存資料や専門家等へのヒアリングで重要な自然環境のまとりの場について十分な情報が得られない場合には、解析的な手法等を用いて作成されている重要な自然環境のまとりの場等の広域的な分布図等の既存資料を用いつつ、地形や植生から推定する方法や重要な種等の生態情報や分布情報を用いる方法などの様々な手法を活用し、重要な自然環境のまとりの場に対する影響を記載する必要があります。 これらの内容を追記しました。	B(一部反映)
67	2 各論 17 40頁 項目67. 「…得られた情報を用いて <u>解析的な手法</u> により… <u>影響を整理</u> しているか。」の下線部については、前項No.14と同じ理由により計画段階配慮における原則を超えているのではないのでしょうか。 [関連するチェックリスト: No.67]		既存資料や専門家等へのヒアリングでイヌワシの分布について十分な情報が得られない場合で、かつ事業の影響がある程度想定される場合には、解析的な手法等を用いて作成されている重要な種等の広域的な分布図等の既存資料を用いつつ、地形情報や植生とイヌワシの生態情報から分布状況を推定するなどの様々な手法を活用し、イヌワシに対する影響を記載する必要があります。 これらの内容を追記しました。	B(一部反映)
68	2 各論 18 41頁 16-17行目 「…、生体情報から <u>解析的な手法</u> により <u>生息状況</u> を適切に推定することが必要です。」の下線部については、前項No.14と同じ理由により計画段階配慮における原則を超えているのではないのでしょうか。		既存資料や専門家等へのヒアリングでイヌワシの分布について十分な情報が得られない場合で、かつ事業の影響がある程度想定される場合には、解析的な手法等を用いて作成されている重要な種等の広域的な分布図等の既存資料を用いつつ、地形情報や植生とイヌワシの生態情報から分布状況を推定するなどの様々な手法を活用し、イヌワシに対する影響を記載する必要があります。 これらの内容を追記しました。	B(一部反映)
69	2 各論 19 42頁 項目73. フォトモンタージュ 風車の仮配置位置で最大高さの風車を想定したフォトモンタージュによる眺望景観の予測と結果の記載を求めています。計画段階配慮の範囲を超えているのではないのでしょうか。 [関連するチェックリスト: No.73]		地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するためには、重要な眺望景観がある地域において、地域住民から、景観に関する環境保全の見地からの懸念が出されている場合は、その懸念の払拭に向けて、丁寧な対応をすることが重要です。 このため、地域における重要な眺望景観がある場合に、配慮書段階でフォトモンタージュによる眺望景観の変化の予測を行うことを求めた過去の配慮書知事意見の内容を配慮事項として示しているものです。特に、複数案が設定されていない単一案の場合は、EIA段階と同程度の予測が可能であり、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討することが求められていることから、地域における重要な眺望景観がある場合は、配慮書段階であっても、フォトモンタージュによる予測評価が必要です。 一方で、複数案が設定されている場合は、計画の熟度は高くないため、EIA段階と同程度の予測・評価手法を活用することが困難なことも想定されます。このため、当該チェック項目の解説部分(P46)に上記の趣旨を追記しました。	B(一部反映)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
70	<p>2 各論 20 43頁 8-13行目 風車の仮配置位置で最大高さの風車を想定したフォトモンタージュによる眺望景観の予測と結果の記載を求めています。計画段階配慮の範囲を超えているのではないのでしょうか。 [関連するチェックリスト: No.73]</p>		<p>地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するためには、重要な眺望景観がある地域において、地域住民から、景観に関する環境保全の見地からの懸念が出されている場合は、その懸念の払拭に向けて、丁寧な対応をすることが重要です。 このため、地域における重要な眺望景観がある場合に、配慮書段階でフォトモンタージュによる眺望景観の変化の予測を行うことを求めた過去の配慮書知事意見の内容を配慮事項として示しているものです。特に、複数案が設定されていない単一案の場合は、EIA段階と同程度の予測が可能であり、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討することが求められていることから、地域における重要な眺望景観がある場合は、配慮書段階であっても、フォトモンタージュによる予測評価が必要です。 一方で、複数案が設定されている場合は、計画の熟度は高くないため、EIA段階と同程度の予測・評価手法を活用することが困難なことも想定されます。このため、当該チェック項目の解説部分(P46)に上記の趣旨を追記しました。</p>	B(一部反映)
71	<p>2 各論 21 43頁 9-10行目 「事業計画が確定していないことはフォトモンタージュ手法による予測を行わないことと理由にならない」と断定しています。 一方、意見交換会議録No.14の委員意見「風車配置が全く決まっていなかったらどうか」に対する事務局回答は「フォトモンタージュが作成できなければ受け付けないところまで求める趣旨ではない。」、No.15の委員意見「計画の熟度が高まっていない場合は、その次の段階できちんと示してもらえばよいとの理解でよいか」に対する事務局回答は「おっしゃるとおり。」です。 本文P43 9-10行目の内容と、意見交換会議録No.14,15の回答の内容とは整合しません。配慮書段階についての記述であることを考えると、本文P43 9-10行目の文言は意見交換会における事務局回答と整合する内容に修正すべきではないでしょうか。</p>		<p>地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するためには、重要な眺望景観がある地域において、地域住民から、景観に関する環境保全の見地からの懸念が出されている場合は、その懸念の払拭に向けて、丁寧な対応をすることが重要です。 このため、地域における重要な眺望景観がある場合に、配慮書段階でフォトモンタージュによる眺望景観の変化の予測を行うことを求めた過去の配慮書知事意見の内容を配慮事項として示しているものです。特に、複数案が設定されていない単一案の場合は、EIA段階と同程度の予測が可能であり、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討することが求められていることから、地域における重要な眺望景観がある場合は、配慮書段階であっても、フォトモンタージュによる予測評価が必要です。 一方で、複数案が設定されている場合は、計画の熟度は高くないため、EIA段階と同程度の予測・評価手法を活用することが困難なことも想定されます。このため、当該チェック項目の解説部分(P46)に上記の趣旨を追記しました。</p>	B(一部反映)
72	<p>・P22 5行目～6行目 「緑の回廊等の自然度の高い植生や」とありますが、緑の回廊の設定基準は植生の自然度とは関係がない(「国有林野における緑の回廊の設定について」平成12年3月22日、林野庁[別紙:緑の回廊設定要領]参照)ので、「緑の回廊等の」は削除する等、正しい内容に訂正願います。</p>		御指摘を踏まえ修正しました。	A(全部反映)
73	<p>・P23 2行目、15行目～19行目 「23. 風況と風車の性能から推定した年間発電量と設備利用率を算定しているか。」 「24. 年間発電量、売電金額、二酸化炭素削減量、総事業費など事業の社会的、経済的効果を算定しているか。」 「23. について、想定される風車の性能と年平均風速から、利用可能率を考慮した年間発電量と設備利用率を算定し、・・・24. について、・・・発電量の規模や年間売電金額、年間二酸化炭素削減量を算出します。また、総事業費と合わせて、事業の社会的、経済的効果として分かりやすく示すことが可能です」 とありますが、配慮書段階では想定区域を絞り込む前段であり、土地収用が未完了であることも多い。近年、陸上風力では事業用地が他事業者と競合するケースも多く、自社で保有する詳細な風況観測データ及びそれに基づく二酸化炭素削減量や経済的効果を他事業者には知られることにより、風況観測等を実施していない後発の他事業者にも適地の土地収用をされてしまう等のリスクも生じる。 このため、配慮書段階では事業リスクを考慮し、風況データや経済効果の開示については事業の進捗状況等に応じた事業者の判断に委ねられるべきであるため、その旨を追記願います。</p>		御指摘のとおりであり、全ての内容を配慮書に記載することを求めているものではなく、非公開情報が含まれる場合は、非公開の補足説明資料への記載でも可能としています。	C(趣旨同一)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称)風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
74	・P24 26行目 「28. 想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者の状況や確保形態が記載されているか」とありますが、事業用地の確保は再エネ設備の事業認定申請や関連許可の申請にあたっての要件となり、事業者が個々の地権者と協議し、自己の責任を持って実施することになります。一方で、所有者の状況や用地確保形態は事業用地の所有者(特に民間地権者)との契約行為に関わる個人情報であり、アセスの公開図書に掲載できるものではないため、本記載は削除願います。		御指摘を踏まえ、当該チェック項目について、「想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正しました。また、その考え方として、発電設備を設置する土地の周辺に環境影響が生じる場合は土地の地権者同士の関係がより複雑になることが考えられること、環境影響評価に当たっては土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが必要であることを追記しました。	B(一部反映)
75	・P28 10行目 「32. 立地調査段階の導入規模(総出力)、風車の規模・基数、風車設置候補地点を示した図面は記載されているか。」とありますが、配慮書及び方法書段階では、現地調査結果及び設計等の詳細検討に基づく予測及び評価を実施しておらず、風車設置候補地点を定められず、公開資料とすると風車位置が決定したものと縦覧者に誤解を生じます。 そのため、「可能な範囲で風車設置候補エリアは記載されているか」等の記載に修正願います。		御指摘のとおりであり、全ての内容を配慮書に記載することを求めているものではなく、非公開情報が含まれる場合は、非公開の補足説明資料への記載でも可能としています。これを踏まえ、チェック項目32.について「記載」を「整備」に修正しました。	B(一部反映)
76	・P28 10行目 「33. コウモリへの影響を回避するため、カットイン風速の調整やフェザリングの実施が遠隔操作で可能な機種選定の検討状況や今後の方針が記載されているか。」とありますが、配慮書段階では正確なコウモリや鳥類の生息情報が不明であり、これらの対策については準備書以降に記載すべきです。また、現在購入可能な大型風車にはカットイン風速の調整やフェザリングの遠隔操作の機能は備わっていることがほとんどであり、コウモリの生息状況及び影響評価結果に応じた運用として準備書以降に記載することが適切と考えられます。 以上の理由から、こちらの記載の必要はないと考えられますので、削除願います。		文献情報や専門家ヒアリングでコウモリの生息が確認されている場合は、事業計画の初期段階からコウモリへの影響を回避・低減できる機種選定を検討することが重要と考えます。	E(対応困難)
77	化石燃料による発電、原子力による発電から、再生可能エネルギーによる発電に切り替えることは必要です。しかし「素案」でも指摘されるような問題のある計画も多く見られます。釜石地域の風力発電によるイヌワシの衝突死、イヌワシ生息地である葛巻町、盛岡市などでの建設などです。大船渡・陸前高田市の氷上山周辺の計画は、多くの面から問題だらけではないでしょうか。 また、風力発電ではありませんが、大船渡市三陸町吉浜地域の太陽光発電計画は、地域住民の多数が反対しているにもかかわらず、イヌワシの生息、貴重動植物の生息が確認される県立自然公園内に、前市長などが先導して強行されようとしています。 1. 再エネ発電は促進一辺倒ではなく、本当に自然を守る立場に力点を置くことが大事です。		個別の事業に関する御質問については回答を控えていただきますが、本ガイドラインは、地域の環境保全に配慮した風力発電事業を促進するため、配慮書作成に当たって配慮すべき事項とその考え方をまとめたものです。御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D(参考)
78	2. 例示されている「イヌワシ生息地には建設しない」「自然公園内には建設しない」は基本にすべきです。		環境影響評価は、事業者自らが事業の実施に伴う重大な環境影響を調査、予測及び評価し、一般の意見を聴き、事業計画に適切に反映させることを目的とします。 御指摘の内容については、環境影響評価制度とは異なる対応が必要となりますので、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D(参考)
79	3. 「できるだけ広域の地域住民」の合意がない計画は認めないことは絶対条件にすべきです。		環境影響評価は、事業者自らが事業の実施に伴う重大な環境影響を調査、予測及び評価し、一般の意見を聴き、事業計画に適切に反映させることを目的とします。 御指摘の内容については、環境影響評価制度とは異なる対応が必要となりますので、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D(参考)
80	4. 「促進地域の設定」にあたっての考え方は各自自治体で統一されているのでしょうか。自治体に環境問題の専門家(詳しい人)が少ないように思います。配置をするとともに、キッチリ「教育」(意思統一)が必要だと思います。		本ガイドラインは風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書の作成に当たって、事業者が本県の地域特性を踏まえ配慮すべき事項を示したものであり、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業が行われるべき区域の設定方法等については直接的な対象としていないため、御指摘の内容を本ガイドラインに盛り込むことは困難です。	E(対応困難)
81	5. 閲覧図書の印刷、写真撮影をOKさせることは大事です。		環境省の図書の公開に関する「基本的な考え方」では、図書の印刷やダウンロードについて事業者が同意するかどうかをチェックする箇所があります。事業者の同意がない印刷やダウンロードを求める趣旨ではなく、著作権法上の権利を適切に保護しながら、事業者の協力をもとに進めている取組です。本ガイドラインにおいても、当該「基本的考え方」に基づく環境省ウェブサイトでの図書の公開等について協力を求めているものですが、事業者の許諾のない無断複製等を容許するものではありません。	F(その他)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
82	6. 発電機がどんどん大型化されています。そのため、大規模な伐採、大規模な運搬道路の建設が必要となります。再エネ利用にも反する自然破壊の事態も起こりうることから規制が必要です。		御指摘のように最近の風力発電事業では風車が大型化しており、その場合、特に高さ方向の環境影響が増加することが考えられます。また、風車ヤードや搬入道路の整備に係る環境影響の増大も懸念されます。本ガイドラインでは、事業計画の検討工程を踏まえた風車の配置計画や工事計画が策定されているか等について確認することとしており、事業者においては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、事業特性に応じた適切な環境影響評価が行われることを期待しています。御意見については今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D(参考)
83	7. 発電機の形状については、現在主に使用されている大型の三枚羽根は、騒音、低周波による健康被害、「バードストライク」「バッドストライク」などが指摘されていることから、縦型で小型のものに切り替えていくようにするべきではないかと考えます。		風力発電事業における具体的な機種選定については、事業者が検討すべき事項であり、本ガイドラインに記載することは困難です。	E(対応困難)
84	8. 風力発電だけでなく、環境改変・破壊の点ではメガソーラー発電も同様か上回るものがあると思います。ガイドラインの作成を急ぎ、規制をかけることが必要です。		今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D(参考)
85	【意見1】 ●該当箇所 ガイドライン素案p1 ●意見 本ガイドラインは、冒頭p1の38行目に記載ある通り、地球環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するために、関係者間のコミュニケーションを円滑にするため作成されたものと理解します。 一方、チェックリストの項目では、これまで計画熟度が高まった方法書以降の手続きで検討が可能になった内容を、配慮書手続きのさらに前段で求められる等、岩手県で新規に事業を計画しようとする事業者にとっては、計画初期のハードルが非常に高くなり、参入を躊躇してしまうような要求が多く見受けられます。 風力発電事業は事業化までに要する期間が長く、調査等の費用も膨大なものであり、環境影響評価の各段階においても事業性を判断しながら進めていくため、計画初期で実施できる検討・調査には限りがあるものです。 計画初期段階に高度な検討・調査を求めることは、風力発電事業者が岩手県での事業計画を忌避することに繋がりがかねないと憂慮致します。		本ガイドラインは、法令や国のガイドラインに規定されている事項を整理し、必要に応じて具体化・詳細化するとともに、本県の地域特性を踏まえ、地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、岩手県環境影響評価技術審査会で一般的によくなされる指摘等を整理して、環境の保全の観点からより良い配慮書を作成するための配慮事項とその考え方を示したものであり、方法書以降に行われる現地調査による定量的な影響予測・評価を行うことを求めている趣旨ではありません。	E(対応困難)
86	【意見2】 ●該当箇所 チェックリスト4 地域住民への周知説明 ●意見 事業計画の周知が「適切な範囲」になされているかを誰がどう判断するのでしょうか。 また、一般住民の方々への説明時には「実際に建つかどうか分からない話を持ってこられても困る」というご意見が多く、実現性が不透明な複数案の比較検討結果を示すことにより説明内容が複雑になることで、逆に事業計画への理解が進まない事態になることも考えられます。 個別案件ごとに対象となる地域特性等を踏まえて、柔軟な対応が出来るような運用をお願いいたします。		「周知の範囲」は、事業による環境影響が及ぶ範囲や地域の土地利用の状況を踏まえ、慎重に検討する必要があり、御指摘のように、個別案件ごとに対象となる地域特性等を踏まえて、柔軟に設定することが必要と考えます。	F(その他)
87	本素案で意外に不明と成っているのは、いわゆる「洋上風力発電」とのかね合いである。本素案には「洋上風力発電」のケースが想定されているのか、一読の限りでは明確では無い。仮に「洋上風力発電」が想定されていないのであれば、久慈市海上で計画されている「洋上風力発電」のケースを無視している事に成り、本素案はおよそ無意味なものと成る。 また、自然災害を想定していないようにもみえる。洋上風力発電における巨大津波のケースや、地殻災害による地盤の崩壊、そして地球温暖化による土の流出(豪雨等による)のケースを十分に想定していなければ、本素案はおよそ無意味と言わざるを得ない。		本ガイドラインは、近年増加している陸上風力発電に係る配慮書の課題に対応するため、配慮書の作成に当たっての配慮事項を記載しているものであり、洋上風力を対象としていないことで本ガイドラインの目的が達成されないということにはならないと考えます。 また、自然災害については、土地の安定性に関する項目で配慮事項を記載しています。	E(対応困難)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
88	<p>(P.1 14-18 行目)</p> <p>「一方で、最近の手續案件の中には、自然度の高い植生や希少猛禽類などへの重大な環境影響の検討が不十分な事例が散見されます。その結果、岩手県環境影響評価技術審査会(審査会)から厳しい指摘を受ける例も見られます。その要因の1つには、手續の第1段階に当たる計画段階環境配慮書(配慮書)の作成に当たり、手續の趣旨や環境保全を重視する本県の地域特性が十分に考慮されていないことがあると考えられます。」</p> <p>⇒過去の知事意見や審査会において希少猛禽類などへの重大な環境影響のおそれから厳しい意見が出されていますが、これについて具体的な根拠が示されていないと思います。また、配慮書は原則既存資料を用いて簡易な手法により調査、予測及び評価を行うことが基本方針とされており、配慮書以降の現地調査結果を踏まえた環境保全措置の検討・実施により重大な環境影響の回避・低減が検討されることとなります。</p>		<p>知事意見は岩手県環境影響評価技術審査会の意見を踏まえて作成されます。審査会では、各委員から事業の課題について具体的な指摘がなされています。これを踏まえ、個々の事業者が事業計画を適切に見直すべきものと考えます。</p> <p>一方で、本ガイドラインは、本県の地域特性を踏まえ、地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、国のガイドラインや審査会で一般的によくなされる指摘等を参考に、環境の保全の観点からより良い配慮書を作成するための配慮事項とその考え方を示し、事業者が配慮書の作成段階で事前に確認することができるようにしたものです。</p> <p>このため、事業実施想定区域を取り囲むようにイヌワシの繁殖地が確認され、想定区域の全面的な見直しを求めた過去の知事意見の内容を、最近の配慮書手續の課題の事例として示しており、当該事例のような配慮書において検討が不足していると考えられる事項については、各チェック項目において配慮すべき事項として示し、その考え方を解説として詳細に記載しているものです。</p> <p>また、計画段階配慮の目的は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図ることにあります。計画段階配慮事項の検討に当たっては、「位置・規模」に関する案の設定を優先し、複数案ごとに重大な環境影響の整理・比較を行う必要があります。本ガイドラインでは、配慮書段階で行われるべき複数案による環境影響の具体的な整理・比較の方法を記載しているものです。</p>	E(対応困難)
89	<p>(P.4 1-6 行目)</p> <p>「事業実施想定区域を取り囲むようにイヌワシの繁殖地が確認され、事業実施想定区域の全面的な見直しを求める知事意見が出された事例」</p> <p>⇒イヌワシ繁殖地と事業実施想定区域がポンチ絵で示されていますが、配慮書段階において事業実施想定区域の全面的な見直しを求める知事意見が出された事例として示すのであれば、その定量的基準も合わせて提示するべきと考えます。</p>		<p>本ガイドラインは、本県の地域特性を踏まえ、地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、国のガイドラインや岩手県環境影響評価技術審査会で一般的によくなされる指摘等を参考に、環境の保全の観点からより良い配慮書を作成するための配慮事項とその考え方を示し、事業者が配慮書の作成段階で事前に確認することができるようにしたものです。</p> <p>ここでは、事業実施想定区域を取り囲むようにイヌワシの繁殖地が確認され、想定区域の全面的な見直しを求めた過去の知事意見の内容を、最近の配慮書手續の課題の事例として示しています。当該事例のような配慮書において検討が不足していると考えられる事項については、各チェック項目において配慮すべき事項として示し、その考え方を解説として詳細に記載しています。</p>	E(対応困難)
90	<p>(P.4 図2)</p> <p>(P.8 2-4 行目)</p> <p>「環境影響評価法の対象となる陸上風力発電事業の一般的な事業工程では、2年程度をかけて事業性調査を実施します。事業化すると判断した場合には、3~4年程度の環境影響評価を実施したのち、各種許認可等の手續を行って、2年程度の設置工事を経て、運転開始に至ります。」</p> <p>⇒図2における「事業計画の検討工程」及びP.8 2-4 行目に記載されている一般的な事業工程は現在の風力発電事業の開発工程とは乖離していると思われます。参考文献は約5年前のものであることから、現在の一般的な開発工程について事業者へのヒアリングを行うなど、より実情に即した情報に基づいて記載するべきと考えます。</p>		<p>本記述は既存の国のガイドラインの内容を引用しています。当該ガイドラインが改訂された場合は、必要に応じ見直しを行います。</p>	E(対応困難)
91	<p>(P.4 図2)</p> <p>(P.8 2-4 行目)</p> <p>「環境影響評価法の対象となる陸上風力発電事業の一般的な事業工程では、2年程度をかけて事業性調査を実施します。事業化すると判断した場合には、3~4年程度の環境影響評価を実施したのち、各種許認可等の手續を行って、2年程度の設置工事を経て、運転開始に至ります。」</p> <p>⇒「事業化すると判断した場合には、3~4年程度の環境影響評価を実施・・・」と記載されていますが、環境影響評価の対象事業には要件があり、事業規模や周辺環境状況等により環境影響評価の実施が必要ない場合もあることから、これを考慮した内容に修正すべきと考えます。</p>		<p>本記述は既存の国のガイドラインの内容を引用しています。当該ガイドラインが改訂された場合は、必要に応じ見直しを行います。</p>	E(対応困難)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
92	<p>(P.8 7-9 行目) 「事業計画の見直しでは影響を十分に回避できない場合には、事業規模の縮小まで視野に入れた検討が必要になる場合があります。このため、配慮書手続開始前の事業性調査の段階で、可能な限り、重大な環境影響を回避することが重要です。」</p> <p>⇒環境影響評価の結果、事業規模の縮小・変更を行うことは当然にあるとの認識です。この場合、配慮書以降の手続きにおいて事業者による現地調査での環境情報等の把握とそれらを用いた影響予測・評価を通じ、環境影響評価の手続きを進めながら事業計画を検討することとなります。そのため、配慮書手続開始前において可能な限り重大な環境影響の回避することと合わせて、配慮書以降の手続き段階においても重大な環境影響の回避を検討することを併記すべきと考えます。</p>		<p>計画段階配慮の目的は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図ることにあります。配慮書以降の手続き段階においても重大な環境影響の可否を検討すべきことは当然のことですが、本ガイドラインは配慮書作成に当たって配慮すべき事項を記載しているものですので原案どおりとします。</p>	E(対応困難)
93	<p>(P.12 3-4 行目) 「インターネット閲覧の図書の印刷・ダウンロードの可能化」</p> <p>⇒「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」(環境省、平成24年)によると環境影響評価図書に関する著作権法上の権利は図書の作成者に帰属するとされており、無断複製は著作権法に抵触すると考えられますので、該当文については削除が適当と考えます。</p>		<p>御指摘の「基本的な考え方」では、図書の印刷やダウンロードについて事業者が同意するかどうかをチェックする箇所があります。事業者の同意がない印刷やダウンロードを求める趣旨ではなく、著作権法上の権利を適切に保護しながら、事業者の協力をもとに進めている取組と承知しております。本チェック項目においても、当該「基本的な考え方」に基づく環境省ウェブサイトでの図書の公開等について協力を求めているものであり、無断複製等を許容するものではありません。</p>	E(対応困難)
94	<p>(P.14-15 表1 ほか)</p> <p>⇒表1 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例に記載されている a 案及び b 案の離隔距離等の数値について、これらのガイドラインにおける取扱いが明記されていない。影響の程度の基準として記載しているのであればその根拠も明確にすべきと考えます(以降の表 7-10、表 13-15 も同様)。</p>		<p>各表のタイトルにある通り「複数案の整理・比較の例」ですので、個別の数値の妥当性について記述する必要はないと考えます。</p>	E(対応困難)
95	<p>(P.20 23 行目-P.21 1-6 行目) 「重大な環境影響の比較整理は、区域を広めに設定するタイプの複数案であっても、複数案である以上、同様に行います。広めに設定した区域の各エリアについて、環境要素毎に重大な環境影響の比較整理を行い、方法書での事業実施区域の絞り込みにつなげる必要があります。」</p> <p>⇒「計画段階配慮手続に係る技術ガイド(環境省 H25)」及び「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方(経済産業省 H25)」において、事業実施想定区域を広く設定しておき、以降の手続きの中で環境影響の回避・低減も考慮して事業区域を絞り込んでいくような検討の進め方は、「位置・規模の複数案からの絞り込みの過程」であると捉えることができるとされており、「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができるとされています。本ガイドラインの記載はこれと大きく乖離しているものとなっており、環境省及び経済産業省の考え方に合わせた内容とするべきと考えます。</p>		<p>経済産業省のガイドラインでは、広めに設定する複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される地域を対象事業実施区域から除く旨明示するなどの方法が考えられるとされています。御指摘を踏まえ上記の内容に修正しました。</p>	B(一部反映)
96	<p>(P.22 11 行目) 「19. 立地調査段階から運転開始までの事業スケジュールが記載されているか。」 (P.22 13-19 行目) 「(19.について) 配慮書は、手続に先立って行われる事業性調査の検討結果を踏まえて作成されることから、事業性調査の進捗状況の整理が必要です。立地調査段階の各種調査の進捗状況を示すことは、配慮書が十分な調査検討を経て作成されたものであることを説明する上で有効です。」</p> <p>⇒「立地調査段階から運転開始までの事業スケジュールを記載すること」の解説として、「事業性調査の進捗状況の整理が必要」との記載は整合していないと思われれます。</p>		<p>本ガイドラインでは、「事業性調査」について、主として、既存の風況データによる有望地域の抽出や風況観測等による「風況調査」と、立地地点の自然条件・社会条件の検討や導入規模の検討等を行う「立地調査」からなる一連の調査を指しています。このため、御指摘を踏まえ、より包括的な概念である「事業性調査」に修正しました。</p>	A(全部反映)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果 (県の考え方)	決定への反映状況
97	<p>(P.22 11 行目) 「19. 立地調査段階から運転開始までの事業スケジュールが記載されているか。」 (P.22 13-19 行目) 「(19. について) 配慮書は、手続に先立って行われる事業性調査の検討結果を踏まえて作成されることから、事業性調査の進捗状況の整理が必要です。立地調査段階の各種調査の進捗状況を示すことは、配慮書が十分な調査検討を経て作成されたものであることを説明する上で有効です。」</p> <p>⇒「事業性調査」が何を指しているのかが不明瞭です。どのような調査について整理すべきと考えているのかを具体的に示すべきと考えます。</p>		<p>図2に係る説明文(9頁)において、「事業性調査」について、主として、既存の風況データによる有望地域の抽出や風況観測等による「風況調査」と、立地地点の自然条件・社会条件の検討や導入規模の検討等を行う「立地調査」が行われる段階である旨記載しています。</p>	C (趣旨同一)
98	<p>(P.24) 28. 「想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者の状況や確保形態が記載されているか。」 (P.25 2-13 行目) 「28. について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における事業計画の認定基準の1つには、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」があります。発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるためには、発電設備を設置する場所の所有権等の権利を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められる必要があります。事業者が土地を譲渡又は賃貸する地権者は、事業の実施による土地改変により、現に受けている利益を直接害され、又は害されるおそれがあります。環境影響評価におけるコミュニケーションは、環境情報の交流にあり、土地の使用に係る地権者と事業者の合意形成そのものを目的とするものではありません。しかし、土地の使用に当たっては、大規模な風力発電事業では地上権や賃借権が設定されることが多く、地権者は事業終了後も当該土地を所有し続けます。環境影響評価の結果は、事業の実施による土地の改変で発生する環境影響を直接被る地権者にとって重要な情報です。このため、土地の所有権(公有地、民有地)や確保形態(所有権、賃借権、地上権)を整理することは、環境影響評価におけるコミュニケーションを円滑に進める上でも重要です。」</p> <p>⇒環境影響評価の結果が地権者にとって重要な情報であることと、配慮書に土地の所有権(公有地、民有地)や確保形態(所有権、賃借権、地上権)を整理することの繋がりが不明瞭です。</p>		<p>御指摘を踏まえ、チェック項目について、「想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正しました。また、その考え方として、発電設備を設置する土地の周辺に環境影響が生じる場合は土地の地権者同士の関係がより複雑になることが考えられること、環境影響評価に当たっては土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが必要であることを追記しました。</p>	B (一部反映)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果 (県の考え方)	決定への反映状況
99	<p>(P.24)</p> <p>28. 「想定区域内の用地 (風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む) の所有者の状況や確保形態が記載されているか。」 (P.25 2-13 行目)</p> <p>「28. について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における事業計画の認定基準の1つには、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」があります。発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるためには、発電設備を設置する場所の所有権等の権利を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められることが必要です。事業者が土地を譲渡又は賃貸する地権者は、事業の実施による土地改変により、現に受けている利益を直接害され、又は害されるおそれがあります。環境影響評価におけるコミュニケーションは、環境情報の交流にあり、土地の使用に係る地権者と事業者の合意形成そのものを目的とするものではありません。しかし、土地の使用に当たっては、大規模な風力発電事業では地上権や賃借権が設定されることが多く、地権者は事業終了後も当該土地を所有し続けます。環境影響評価の結果は、事業の実施による土地の改変で発生する環境影響を直接被る地権者にとって重要な情報です。このため、土地の所有権 (公有地、民有地) や確保形態 (所有権、賃借権、地上権) を整理することは、環境影響評価におけるコミュニケーションを円滑に進める上でも重要です。」</p> <p>⇒地権者にとって重要な情報は環境影響評価の結果であり、土地の所有権 (公有地、民有地) や確保形態 (所有権、賃借権、地上権) ではないと読み取れます。仮に、地権者にとって土地の所有権 (公有地、民有地) や確保形態 (所有権、賃借権、地上権) が重要な情報であったとして、これを配慮書に記載する必要性はなく、事業者と地権者間において共有することで十分なコミュニケーションが確保できるものと考えます。</p>		<p>御指摘を踏まえ、チェック項目について、「想定区域内の用地 (風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む) の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正しました。また、その考え方として、発電設備を設置する土地の周辺に環境影響が生じる場合は土地の地権者同士の関係がより複雑になることが考えられること、環境影響評価に当たっては土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが必要であることを追記しました。</p>	B (一部反映)
100	<p>(P.24)</p> <p>28. 「想定区域内の用地 (風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む) の所有者の状況や確保形態が記載されているか。」 (P.25 2-13 行目)</p> <p>「28. について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における事業計画の認定基準の1つには、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」があります。発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるためには、発電設備を設置する場所の所有権等の権利を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められることが必要です。事業者が土地を譲渡又は賃貸する地権者は、事業の実施による土地改変により、現に受けている利益を直接害され、又は害されるおそれがあります。環境影響評価におけるコミュニケーションは、環境情報の交流にあり、土地の使用に係る地権者と事業者の合意形成そのものを目的とするものではありません。しかし、土地の使用に当たっては、大規模な風力発電事業では地上権や賃借権が設定されることが多く、地権者は事業終了後も当該土地を所有し続けます。環境影響評価の結果は、事業の実施による土地の改変で発生する環境影響を直接被る地権者にとって重要な情報です。このため、土地の所有権 (公有地、民有地) や確保形態 (所有権、賃借権、地上権) を整理することは、環境影響評価におけるコミュニケーションを円滑に進める上でも重要です。」</p> <p>⇒「確保形態 (所有権、賃借権、地上権)」は事業者による土地の確保形態を指しているのでしょうか。その場合、配慮書が作成されるのは計画の立案段階 (環境影響評価法第三条の二) であることから、配慮書において要求する内容を明らかに逸脱していると考えます。</p>		<p>御指摘を踏まえ、チェック項目について、「想定区域内の用地 (風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む) の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正しました。また、その考え方として、発電設備を設置する土地の周辺に環境影響が生じる場合は土地の地権者同士の関係がより複雑になることが考えられること、環境影響評価に当たっては土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが必要であることを追記しました。</p>	B (一部反映)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
101	<p>(P.24)</p> <p>28. 「想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者の状況や確保形態が記載されているか。」 (P.25 2-13 行目)</p> <p>「28. について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における事業計画の認定基準の1つには、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」があります。発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるためには、発電設備を設置する場所の所有権等の権利を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められることが必要です。事業者が土地を譲渡又は賃貸する地権者は、事業の実施による土地改変により、現に受けている利益を直接害され、又は害されるおそれがあります。環境影響評価におけるコミュニケーションは、環境情報の交流にあり、土地の使用に係る地権者と事業者の合意形成そのものを目的とするものではありません。しかし、土地の使用に当たっては、大規模な風力発電事業では地上権や賃借権が設定されることが多く、地権者は事業終了後も当該土地を所有し続けます。環境影響評価の結果は、事業の実施による土地の改変で発生する環境影響を直接被る地権者にとって重要な情報です。このため、土地の所有権(公有地、民有地)や確保形態(所有権、賃借権、地上権)を整理することは、環境影響評価におけるコミュニケーションを円滑に進める上でも重要です。」</p> <p>⇒所有者の個人情報の保護及び安全を確保するため、用地に関する情報の記載については所有者の同意が必要と考えます。</p>		<p>御指摘を踏まえ、チェック項目について、「想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正しました。また、その考え方として、発電設備を設置する土地の周辺に環境影響が生じる場合は土地の地権者同士の関係がより複雑になることが考えられること、環境影響評価に当たっては土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが必要であることを追記しました。</p>	B(一部反映)
102	<p>(P.27 表中「岩手県自然環境保全指針による保全区分で指定された地域」)</p> <p>「保全区分 A は、原則改変を回避すべきエリアであることを踏まえ、事業計画を策定する必要がある。」</p> <p>⇒保全区分 A の範囲に既設の風力発電所が存在することも踏まえ、一律に保全区分による改変の回避を行うのではなく、現地の詳細な環境情報も踏まえて検討すべきと考えます。</p>		<p>保全区分Aは、自然環境の保全の観点から、改変の「回避」を優先して検討し、これが困難な場合に、必要に応じ「低減」、「代償措置」の検討を行うという環境保全措置の優先度に応じた対応を求めているものです。また、当該地域が重要な植生や動植物種等の生息・生育地と重なる場合は、調査等によりその現況を把握し、環境保全措置の優先度に応じた適切な措置を取ることで、保全に万全を期することが必要です。このため、例えば、当該地域が希少猛禽類など広い行動圏を有する動物種の生息地と重なる場合は、当該地域のいずれにおいても重大な環境影響が懸念されるため、改変を避けるべきエリアであると考えられます。保全区分Aに既設の風力発電所が存在することをもって、回避の検討を優先して行わないことの理由とすることは適切ではないと考えます。</p>	E(対応困難)
103	<p>(P.33 15-18 行目)</p> <p>「また、水源から養保安林が事業実施想定区域から除かれているか、計画段階配慮事項の検討の結果、事業実施区域から除かれる計画となっているかは、水環境の計画段階配慮事項の検討結果の妥当性を説明する上で重要です。」</p> <p>⇒保安林においては作業許可及び指定解除の手続きが定められており、要件を満たし、申請が受理された場合は保安林内での事業が可能と理解しております。そのため、配慮書作成において保安林を一律に除外させることは適切ではないと考えます。</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。</p> <p>この点、原案では、「保安林の除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。</p> <p>具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、保安林等への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。</p> <p>なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から保安林等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該対象等の改変を最小限とすることが該当します。</p>	B(一部反映)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果 (県の考え方)	決定への反映状況
104	<p>(P.33 15-18 行目)                      「また、水源かん養保安林が事業実施想定区域から除かれているか、計画段階配慮事項の検討の結果、事業実施区域から除かれる計画となっているかは、水環境の計画段階配慮事項の検討結果の妥当性を説明する上で重要です。」                      ⇒保安林解除の手引き(岩手県 令和3年10月)において、保安林解除の適否判定の要件の1つとして「当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき」と記載されており、また、保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について(林野庁 平成2年6月11日最終改訂令和3年12月27日)においても解除の要件の1つとして代替施設に係る記載があります。そのため、水源涵養保安林を事業実施想定区域から除かない場合であっても、保安林の指定解除の適切な手続きにおいて水源涵養保安林に代替する施設を設けることで保安林解除が認められる場合は水環境に係る配慮が行われていると認められるものと考えます。</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。                      この点、原案では、「保安林の除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。                      具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、保安林等への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。                      なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から保安林等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該対象等の改変を最小限とすることが該当します。関係法令の許認可とは別の問題と考えます。</p>	B (一部反映)
105	<p>(P37)                      「60. 巨樹、巨木林、植生自然度9及び10に該当する重要な群落を事業実施想定区域から除外しているか、又は事業実施区域から除外する計画となっているか。」                      ⇒既存資料で植生自然度が9または10とされているものの、現状は異なる場合もあると認識しています。環境影響評価は実際の環境の状況をできる限り正確に把握した上で実施されるべきであり、配慮書以降の現地調査により正確な群落の状況等を把握し、それを踏まえた影響予測・評価、環境保全措置の検討及び設計を行うことは当然に認められるべきと考えます。そのため、配慮書においてこれらを一律に除外することは適切ではないと考えます。</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。                      この点、原案では、「植生自然度9及び10の除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。                      具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、植生自然度9及び10等への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。                      なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から植生自然度9及び10等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該対象等の改変を最小限とすることが該当します。</p>	B (一部反映)
106	<p>(P.37)                      「61. 自然公園特別地域、緑の回廊、生物多様性の保全の鍵になる地域(KBA)、生物多様性保全上重要な里地里山を事業実施想定区域から除外しているか、又は事業実施区域から除外する計画となっているか。」                      ⇒生物多様性保全上重要な里地里山は明確な指定地域の範囲が示されておらず、概ねの範囲が円で囲われ示されているため、除外の判断が困難です。また、KBAについては促進区域に含めることが適切でないと思われる区域に該当する記載が「計画段階配慮書に係る技術ガイド(環境省H25)」には見当たりません。記載されている資料があればご教示いただきたいです。</p>		<p>生物多様性保全上重要な里地里山については、その選定理由や指定箇所の地域特性等から、重大な影響を受けるおそれがある環境要素を設定することが重要と考えます。                      KBAについては、促進区域に含めることが適切でないと思われる区域に該当していません。</p>	E (対応困難)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果 (県の考え方)	決定への反映状況
107	<p>(P.37) 「58. 広域的な視点で調査範囲を設定し、既存情報や専門家ヒアリングで得られた情報を用いて解析的な手法により個々の重要な種に対する重大な影響を記載しているか。」 (P. 39 3 行目) 「63. 生態系ネットワークを考慮した広域的な視点で調査範囲を設定し、既存情報や専門家ヒアリングで得られた情報を用いて解析的な手法により重要な自然環境のまとまりの場に対する影響を整理しているか。」</p> <p>⇒入手可能な最新の既存文献その他の資料及び専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取した情報においては、解析可能なレベルの動植物の生息・生育位置情報等が得られない場合がほとんどであるが、そのような場合でも貴県が想定する解析的な手法があれば具体的事例を挙げ、本ガイドラインに示していただきたいです。</p>		<p>既存資料や専門家等へのヒアリングで重要な種等の分布について十分に必要な情報が得られない場合で、かつ重要な種等の重要性の程度が高く、さらに事業の影響がある程度想定される場合には、地形情報や植生と重要な種等の生態情報から分布状況を推定するなどの解析的な手法を活用し、個々の重要な種に対する影響を記載する必要があります。</p> <p>また、既存資料や専門家等へのヒアリングで重要な自然環境のまとまりの場について十分な情報が得られない場合には、解析的な手法等を用いて作成されている重要な自然環境のまとまりの場等の広域的な分布図等の既存資料を用いつつ、地形や植生から推定する方法や重要な種等の生態情報や分布情報を用いる方法などの様々な手法を活用し、重要な自然環境のまとまりの場に対する影響を記載する必要があります。</p> <p>これらの内容について追記しました。</p>	B (一部反映)
108	<p>(P. 41 10~14 行目) 「予測及び評価結果の記載に当たっては、希少種の保護のため、営業場所や営業中心域等が特定されないよう表現方法に配慮することが必要です。しかしながら、希少種であることをもって、配慮書への記載や審査会での説明を十分に行わないことは、適切ではありません。非公開情報に必要な措置を取った上で、地域の重要な環境情報として丁寧に記載・説明する配慮がなされていない場合、環境影響評価図書としての役割を果たしていないこととなります。」</p> <p>⇒「66. 専門家のヒアリングを行い、その結果を記載しているか。」の解説に該当する部分と思われるのですが、それに該当する内容となっていないと思われます。この 10~14行目により求めるものが何であるのかをチェック項目の追加等で明確にするべきと考えます。</p>		<p>過去の事例で、専門家にヒアリングを行ったが、希少種であることを理由にその結果を配慮書に記載せず、岩手県環境影響評価技術審査会の指摘を受けて図書の修正を行った事例があったことを踏まえたものです。</p>	E (対応困難)
109	<p>(P. 41 23~26 行目) 「イヌワシの行動圏は極めて広く、最近の研究では、非営業期には営業場所から 30km のエリアにおいても採食行動が確認されています。また、立地適地をめぐって事業計画が集中することによる累積的な影響が懸念される事例が増加しています。このため、事業実施想定区域から 10 km圏内にある他事業との累積的な影響についても整理することが必要です。」 (P. 41 26~33 行目) 「鳥類に係る累積的な影響を把握するためには、他事業の風車の諸元、位置及び配置等の情報に加え、生息状況等に関する調査結果等の情報が必要ですが、イヌワシをはじめとした希少猛禽類の情報は非公開情報であることが多いため、他事業者の環境影響評価図書等の公開情報では十分な情報が得られません。このため、希少猛禽類に対する累積的な影響の整理においては、公開情報をもとに他事業の事業実施区域を地図で示すだけでなく、他事業者との協議の場を設け、風車の諸元や調査結果等について情報交換を行い、累積的影響を評価する体制を構築するなど、累積的な影響を把握するための具体的な対応状況を示すことが重要です。」</p> <p>⇒配慮書段階においてこれらを実現するためには、事業実施想定区域及びその周辺におけるイヌワシの生息に係る詳細情報が必須であり、他事業における風車の諸元や調査結果等の情報では不足です。貴県が保有するイヌワシ生息情報の開示や専門家等からの情報提供に加え、事業実施想定区域及びその周辺における現地調査データが必須であるものと考えます。</p>		<p>県が保有するイヌワシの生息情報は希少種保護の観点から開示できません。</p> <p>本チェック項目は、他事業との累積的な影響を把握するため、他事業者との協議の場を設け、風車の諸元や調査結果等について情報交換を行い、影響を評価する体制を構築するなどの具体的な対応状況を示すことを求めているものであり、現地調査における定量的な影響予測・評価を行うことを求めているものではありません。影響を評価する体制を構築するなどの具体的な対応状況を示すに当たって、イヌワシの生息等に係る詳細情報が必須とはいえないと考えます。</p>	E (対応困難)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
110	<p>(P.41 23~26 行目) 「イヌワシの行動圏は極めて広く、最近の研究では、非営巣期には営巣場所から 30km のエリアにおいても採食行動が確認されています。また、立地適地をめぐって事業計画が集中することによる累積的な影響が懸念される事例が増加しています。このため、事業実施想定区域から 10 km 圏内にある他事業との累積的な影響についても整理することが必要です。」</p> <p>(P.41 26~33 行目) 「鳥類に係る累積的な影響を把握するためには、他事業の風車の諸元、位置及び配置等の情報に加え、生息状況等に関する調査結果等の情報が必要ですが、イヌワシをはじめとした希少猛禽類の情報は非公開情報であることが多いため、他事業者の環境影響評価図書等の公開情報では十分な情報が得られません。このため、希少猛禽類に対する累積的な影響の整理においては、公開情報をもとに他事業の事業実施区域を地図で示すだけでなく、他事業者との協議の場を設け、風車の諸元や調査結果等について情報交換を行い、累積的影響を評価する体制を構築するなど、累積的な影響を把握するための具体的な対応状況を示すことが重要です。」</p> <p>⇒イヌワシへの影響の 1 つであるバードストライクについて、イヌワシの飛翔が過去に確認されていることから必ずバードストライクが発生するとは限らず、これについては事業実施区域における詳細な飛翔状況を現地調査により把握し、衝突確率・衝突数を算出して定量的に影響予測・評価を行うことが可能です。そのため、配慮書以降の段階における現地調査において事業実施区域における詳細なイヌワシの飛翔状況等を確認した上で衝突確率・衝突数の算出などの定量的な影響予測・評価を行う必要があると考えます。</p>		<p>本チェック項目は、他事業との累積的な影響を把握するため、他事業者との協議の場を設け、風車の諸元や調査結果等について情報交換を行い、影響を評価する体制を構築するなどの具体的な対応状況を示すことを求めているものであり、現地調査における定量的な影響予測・評価を行うことを求めているものではありません。</p>	E (対応困難)
111	<p>(P.42 8 行目) 「73. 地域における重要な眺望景観がある場合、風車の仮配置位置で最大高さの風車を想定したフォトモンタージュによる眺望景観の予測を記載しているか。」</p> <p>(P.43 7-13 行目) 「73. について、地域における重要な眺望景観がある場合には、景観の変化予測を具体的に示すことが求められます。フォトモンタージュ手法は、風車の規模や位置を一定の条件で設定すれば、比較的容易に作成することができます。事業計画が確定していないことはフォトモンタージュ手法による予測を行わないことの原因になりません。風車の設置候補地点は、風況、自然条件、社会条件のスクリーニングの結果、定まります。地域の環境保全の見地からの懸念に適切に対応する観点から、この設置候補地点で最大高さの風車を想定したフォトモンタージュにより、眺望景観の変化を定量的に予測することが重要です。」</p> <p>⇒配慮書段階における風車配置及び風車機種等の仕様は検討の熟度が低いことが想定され、配慮書以降に変更となることが想定されるにもかかわらずそのような条件でのフォトモンタージュを公開することは、検討初期の条件による風力発電所建設が確定しているような誤解を与える恐れがあると考えられます。眺望景観の変化の定量的予測についてはフォトモンタージュだけではなく主要な眺望点からの垂直視野角の算出などの方法もあることから、配慮書においてフォトモンタージュの作成を義務付けることは適切ではないと考えます。</p>		<p>地域における重要な眺望景観がある場合に、景観の変化予測を具体的に示すため、フォトモンタージュによる眺望景観の予測を求めるものであり、全ての配慮書が必要という趣旨の記載ではありません。</p> <p>地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するためには、重要な眺望景観がある地域において、地域住民から、景観に関する環境保全の見地からの懸念が出されている場合は、その懸念の払拭に向けて、丁寧な対応をすることが重要です。</p> <p>このため、地域における重要な眺望景観がある場合に、配慮書段階でフォトモンタージュによる眺望景観の変化の予測を行うことを求めた過去の配慮書知事意見の内容を配慮事項として示しているものです。特に、複数案が設定されていない単一案の場合は、EIA 段階と同程度の予測が可能であり、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討することが求められていることから、地域における重要な眺望景観がある場合は、配慮書段階であっても、フォトモンタージュによる予測評価が必要です。</p> <p>一方で、御指摘のとおり、複数案が設定されている場合は、計画の熟度は高くないため、EIA 段階と同程度の予測・評価手法を活用することが困難なことも想定されます。このため、チェック項目 74. の解説部分 (P46) に上記の趣旨を追記しました。</p>	B (一部反映)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
112	<p>(P.42 8 行目) 「73. 地域における重要な眺望景観がある場合、風車の仮配置位置で最大高さの風車を想定したフォトモンタージュによる眺望景観の予測を記載しているか。」 (P.43 7-13 行目) 「73. について、地域における重要な眺望景観がある場合には、景観の変化予測を具体的に示すことが求められます。フォトモンタージュ手法は、風車の規模や位置を一定の条件で設定すれば、比較的容易に作成することができます。事業計画が確定していないことはフォトモンタージュ手法による予測を行わないことになりません。風車の設置候補地点は、風況、自然条件、社会条件のスクリーニングの結果、定まります。地域の環境保全の見地からの懸念に適切に対応する観点から、この設置候補地点で最大高さの風車を想定したフォトモンタージュにより、眺望景観の変化を定量的に予測することが重要です。」</p> <p>⇒前述のとおり、配慮書段階においては風車配置が決定していないことがほとんどであり、そのような状況で仮の配置を用いて影響予測・評価を行うことは正確性に欠けるとともに、計画の信頼性を棄損することにつながりかねないことから配慮書段階において仮の配置を具体的に公表すべきではないと考えます。</p>		<p>地域における重要な眺望景観がある場合に、景観の変化予測を具体的に示すため、フォトモンタージュによる眺望景観の予測を求めるものであり、全ての配慮書で必要という趣旨の記載ではありません。</p> <p>地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するためには、重要な眺望景観がある地域において、地域住民から、景観に関する環境保全の見地からの懸念が出されている場合は、その懸念の払拭に向けて、丁寧な対応をすることが重要です。</p> <p>このため、地域における重要な眺望景観がある場合に、配慮書段階でフォトモンタージュによる眺望景観の変化の予測を行うことを求めた過去の配慮書知事意見の内容を配慮事項として示しているものです。特に、複数案が設定されていない単一案の場合は、EIA段階と同程度の予測が可能であり、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討することが求められていることから、地域における重要な眺望景観がある場合は、配慮書段階であっても、フォトモンタージュによる予測評価が必要です。</p> <p>一方で、御指摘のとおり、複数案が設定されている場合は、計画の熟度は高くないため、EIA段階と同程度の予測・評価手法を活用することが困難なことも想定されます。このため、チェック項目74.の解説部分(P46)に上記の趣旨を追記しました。</p>	B(一部反映)
113	<p>(P.44 2 行目) 「78. 被影響対象からの離隔距離を1km以上確保しているか。」 (P.44 19~21 行目) 「78. について、地球温暖化対策推進法に定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する岩手県基準では、騒音に係る考慮すべき配慮事項として、保全対象施設や住宅からの離隔距離を1km程度確保することを求めています。」</p> <p>⇒騒音による影響は距離だけで決まるものではなく、地形や風車の基数・仕様等、現地の暗騒音など様々な要素が関係します。そのため、1km未満の離隔距離であっても指針値を満足することも十分に考えられることから、配慮書段階において1kmの離隔距離により規制することは過剰であると考えます。</p>		<p>1km未満であっても重大な環境影響が生じない場合もありますが、1km以上であっても重大な環境影響が生じる場合もあります。一方で、発電所一般において、方法書段階における対象事業に係る環境影響を受ける範囲は、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲内とされています。御指摘のとおり騒音については、風車の基数・仕様の要素が関係します。配慮書においても、これらを踏まえた環境影響の予測を行い、地域の生活環境に配慮した適切な計画としておくことが重要です。</p> <p>このため、想定される風車の機種及び基数・配列等の情報をもとに、「距離減衰」及び「騒音レベル合成」の予測式を用いて風車騒音を予測しているかに関するチェック項目を新たに追加し、「距離が十分に離れている計画となっているか」に修正しました。</p>	B(一部反映)
114	<p>(P.44 2 行目) 「78. 被影響対象からの離隔距離を1km以上確保しているか。」 (P.44 19~21 行目) 「78. について、地球温暖化対策推進法に定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する岩手県基準では、騒音に係る考慮すべき配慮事項として、保全対象施設や住宅からの離隔距離を1km程度確保することを求めています。」</p> <p>⇒地球温暖化対策推進法に定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する岩手県基準では「1km程度」とされているが、チェックリストでは「1km以上」となっています。前述の意見も踏まえて修正すべきと考えます。</p>		<p>1km未満であっても重大な環境影響が生じない場合もありますが、1km以上であっても重大な環境影響が生じる場合もあります。一方で、発電所一般において、方法書段階における対象事業に係る環境影響を受ける範囲は、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲内とされています。配慮書においても、これらを踏まえた環境影響の予測を行い、地域の生活環境に配慮した適切な計画としておくことが重要です。</p> <p>このため、想定される風車の機種及び基数・配列等の情報をもとに、「距離減衰」及び「騒音レベル合成」の予測式を用いて風車騒音を予測しているかに関するチェック項目を新たに追加し、「距離が十分に離れている計画となっているか」に修正しました。</p>	B(一部反映)
115	<p>岩手県ホームページ(URL: <a href="https://www.pref.iwate.jp/public_comment/1056390/1061817.html">https://www.pref.iwate.jp/public_comment/1056390/1061817.html</a>)「意見の取り扱い」 「御意見の概要は、意見に対する県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮した上で公表します。なお、類似している御意見は、集約いたします。」「いただいた御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。」</p> <p>⇒「類似している意見の集約」及び「個別には回答しないこと」について、極力集約せずに個別の意見への貴県の見解を公表すべきと考えます。</p>		御意見として承ります。	D(参考)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
116	<p>本件は法アセスが対象となるものでしょうか。法アセスを対象とするのであれば、「発電所に係る環境影響評価の手引」等と乖離しないよう、経産省、環境省との連携を図っていただき法アセスとの整合性について整理いただきたく存じます。</p> <p>仮に法アセスの要件と本ガイドラインの要件で異なるケースがあった際は、事業者としてはどちらを遵守すれば良いでしょうか。</p>		<p>本ガイドラインは法アセスの対象事業を対象としています。</p> <p>法アセスメントにおける知事意見の提出は法定自治体事務であり、自治体は、当該事務の実施に当たって、自主的・自律的に法律解釈ができます。国が作る枠組みの下での地域環境の保全のための具体的なルールづくりやその実施は、自治体に委ねられている事務です。法の規制だけでは地域のニーズに対応できないような地域的事情がある場合は、地域特性に応じて条例又は要綱等により、合理的な範囲で事業者に対応を求めることは一般に可能と解されます。</p> <p>本ガイドラインは、法令や国のガイドラインに規定されている事項を整理し、必要に応じて具体化・詳細化するとともに、本県の地域特性を踏まえ、地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するため、岩手県環境影響評価技術審査会で一般的によくなされる指摘等を整理して、環境の保全の観点からより良い配慮書を作成するための配慮事項とその考え方を示したものであり、国のガイドラインと同様に参照していただくことを期待しています。</p> <p>なお、本ガイドラインは、法アセスの手続きを変更したり、法アセスが明示的に禁止している手続を求めるものではないため、法アセスと「要件が異なる」ケースがあることは想定しておりません。</p>	F(その他)
117	<p>環境影響評価の配慮書手続きは、事業の計画段階で「重大な環境影響」を回避し、環境保全に配慮した事業実施区域を設定する過程であることに相違はありません。</p> <p>一方で、事業採算性を含めた風力発電事業のポテンシャルが高い地域は、希少野生動植物種の生息地や植生自然度の高い地域に重なることが少なくありません。その場合、公開されているデータベースで把握できる環境影響の情報に配慮しつつ、大きな悪影響を与えない範囲で事業が実施できるかを専門業者に依頼するなどして個別具体的に調査・検討し、事業実施区域を絞り込むことが重要であると考えております。</p> <p>本ガイドラインの素案においては、計画初期段階で重大な環境影響を回避すべく、事業者が配慮書着手前に留意事項に係る「チェックシート」ならびに事業の基本情報を整理する「基本情報シート」を作成するとしており、希少野生動植物の生息地や植生自然度の高い地域を一律に計画初期段階で除外するよう求めているように受け止められます。</p> <p>公開データベースは情報が古かったり、メッシュが荒かったりして、動植物の生息地や植生自然度を正確に反映できていない例が少なからずあります。本ガイドラインのような運用では、一律に風力発電事業のポテンシャルを奪ってしまう側面があるのではないのでしょうか。</p> <p>個別具体的な調査を行う前に公開データベースのみを根拠に当該地を事業実施区域から除外するように促すのは、再生可能エネルギーを最大限に活用し2030年度までに「温室効果ガス57%削減の達成」を目指す上で機会損失につながると思います。</p> <p>計画初期段階において、仮にチェックリストに該当する項目があっても、行政は誠実に協議に応じるというルールにすべきであり、最終的な判断の根拠を現地調査の結果に委ねるべきです。</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。</p> <p>この点、原案では、保全対象への影響の回避という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。</p> <p>具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、保全対象への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。</p> <p>なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から自然公園特別地域等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該地域等の改変を最小限とすることが該当します。</p> <p>複数案による比較整理の結果、重大な影響が極力低減されていなければ、計画段階配慮事項の検討が適切になされた事業計画とはいえず、現地調査の前提となる環境保全に配慮した対象事業実施区域を設定することができなくなります。</p> <p>なお、本ガイドラインは何ら法的義務を課すものではなく、本ガイドラインが求める事項は事業者の任意の協力によってのみ実現するものであることは言うまでもありません。</p>	E(対応困難)
118	<p>1 全体の印象(意見)</p> <p>ガイド策定の背景と目的には「風発の最大限の活用」とあります。最近の配慮書の課題事例が掲載されているものの市町村が作成する「事業促進地域の指定」など無理があります。これまで市町村の「意見書」では災害懸念などで希少種の環境影響評価の内容が見られない現状から、このガイドラインは風発事業促進のため地域の経済活性化の内容と理解しました。このガイドラインの通り市町村の「事業促進地域」が選定されると、さらに希少種イヌワシ、クマタカ他、大型のハクチョウ、ガン類、その他渡り鳥、コウモリ類、生態系、地域の環境に重大な影響を与えるものと感じました。</p>		御意見として承ります。	F(その他)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果 (県の考え方)	決定への反映状況
119	<p>2 各論 ○はじめに 最近の配慮書の課題事例 (1) イヌワシ繁殖地 (2) 県立自然公園 …藪川風力とされます。</p> <p>(意見) これまで県は、イヌワシ重要繁殖地及び生息エリアに風発計画がありましたが事業を中止にした事例はほとんどなく認可されてきました。特にイヌワシの狩場である牧野が風発計画と重なることが問題なのです。イヌワシは広葉樹の伐採、植林の増加(単層林)で餌動物の減少から、翼の長いイヌワシは開けた牧野が貴重な狩場となっています。事業者は投資を少なくする利点からこれまでも牧野を中心に計画を出しています。県北の葛巻・岩泉と県南の遠野・住田などの計画地はイヌワシの重要な狩場でしたが、稼働若しくは認可されていることから、希少種に配慮したとは言えません。特に影響を評価する場合、計画地は繁殖地ではないので影響はないとの専門家の意見も散見されますが繁殖地を保護するだけではイヌワシは絶滅してしまいます。イヌワシの現状の課題はノウサギ、ヤマドリ、アオダイショウなど餌不足です。県は環境基本計画でイヌワシの繁殖率の向上を掲げておりますが、現状では、繁殖状況調査が中心で、狩場の創設(伐開地、カヤ場)、餌動物の放獣、放鳥、など具体策は実施されておられません。風車の既設地域近郊のイヌワシは、釜石ウインドファームのバードストライクの発生以降も各地でペアが見えなくなっている不安な状況が続いています。</p> <p>大船渡市大窪山のメガソーラーも五葉山県立自然公園内で似たような事例でしたが、県は大船渡市に五葉山県立自然公園の開発許可権限を移譲し、市が許可したという説明で問題にしませんでした。岩泉町有芸の風力計画は、イヌワシ繁殖地として国の天然記念物指定地3ペアの重要な狩場でしたが、評価準備書で専門家の意見は、なんら問題がないというひどい内容で認可されていますので大問題です。</p>		<p>個別の事業に関する御意見ですので回答は控えさせていただきますが、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>	F (その他)
120	<p>2 各論 ○地域とのコミュニケーションの進め方 ・市町村で進められる「事業促進地域」の指定 ・「事業促進地域」では「配慮書」が免除される。 ・地域住民への計画の周知と説明</p> <p>(意見) 誰が「事業促進地域」をどのように環境評価をして指定するのか根拠が明確ではない。市町村には、地域活性化として歓迎する市町村はあるが、環境影響評価をする専門のスタッフ組織がありません。環境基準による法的な規制地域は当然、計画から除外されるべきであるが、ぎりぎりの空白の場所も既設で見られます。さらに希少種イヌワシ、クマタカの行動圏、渡り鳥ルートや生態が不明のクウモリの影響などその地域の環境により同じではないので評価はとても難しいと思います。山形県が「計画適地」に示した出羽3山では景観が問題となり知事が計画に反対、陳謝し、計画が中止になった事例もあります。</p> <p>配慮書を省略できるとの記載は大きな問題です。より早く事業を押し進めるとの意思が読み取れます。もし進めるなら市町村ではなく、県には各鳥獣審議会主導すべきである。地元住民以外にさらに自然保護団体、山岳会など自然関係の団体への計画説明と意見の聴取を実施すべきです。</p>		<p>本ガイドラインは風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書の作成に当たって、事業者が本県の地域特性を踏まえ配慮すべき事項を示したものであり、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業が行われるべき区域(以下「促進区域」という。)の設定方法等については直接的な対象としていないため、御指摘の内容を本ガイドラインに盛り込むことは困難です。</p>	E (対応困難)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
121	2 各論 ○累積な環境影響評価  (意見) 最近の県北の複数の事業計画ではその影響は風車設備だけでなく、送電網が増えるとバードストライクの変因となるので、その点も慎重に審議すべきです。 事例として、境影響評価技術審査会で事業者(有芸風力)に求めているが、事業者は離接の他の事業者(宮古岩泉風力)から情報提供に応じなかったと回答(アセス会社は同じだが事業者が違う)している。これは、県の審査会などで影響評価を議論するのが公平に審議されと思います。		送電網の整備については、環境影響評価の対象事業となっていないため、対応は困難ですが、本ガイドラインでは、累積影響について、他事業者との協議の場を設け、風車の諸元や調査結果等について情報交換を行い、当該影響を評価する体制を構築することなどを求めています。	E(対応困難)
122	2 各論 ○配慮事項等 ・生態系・猛禽類  (意見) ・イヌワシの保護 イヌワシを保護するには、北上高地に点在する牧野はイヌワシの重要な狩場です。 風車計画から除外することを要望します。釜石のバードストライクは、繁殖地から17~18km離れた牧野で発生しましたので、イヌワシ繁殖地から半径20kmには風車を建てないなど明解な基準を要望します。 また、計画で影響を特に問題視するのは、イヌワシ・クマタカなど希少猛禽類、コウモリ類を重点にする傾向があり、留鳥や生態系全体の総合評価が低いように感じます。ハクチョウ・ガン類や県のRDB指定種、小鳥でも1000羽を超えるツグミ、アトリ、マヒワなどの渡り鳥ももっと重要視すべきです。 既設の高森高原の風力設備でも希少コウモリ類のバードストライクが発生しています。被害を防ぐ方策を技術審査会など評価組織で具体的に対策を検討すべきです。 対策として環境省の「海ワシのバードストライク対策」会議等がありますが少なく、バードストライクの対策会議の開催を釜石でバードストライクが発生時に日本野鳥の会県内3支部で行政に要望しましたが一度も開催されたことはありません。今後は考えるべきです。計画地には、オオジギ、ノジコなど準希少種、留鳥の繁殖への影響も審議すべきと考えます。		イヌワシについては、猛禽類の項目において、必要な調査、予測及び評価を実施し、重大な影響を回避又は極力低減する計画となっているかをチェック項目としています。 その他の鳥類や希少コウモリ類等に対する影響についても、動物・植物の項目において同様のチェック項目を記載しているところです。 御意見については今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D(参考)
123	2 各論 ○配慮事項等 ・生態系・猛禽類  (意見) ・山野災害の変因とならないか？ 最近の温暖化のゲリラ豪雨では400ミリの降雨があり、今後はより大きな台風が発生も余予想されているので災害を予測も審議すべきである。 有芸風力計画地の水堀地区は、台風10号の豪雨被害で1か月も集落が孤立し、下流の乙茂では増水で老人施設が被災し甚大な被害がでた。		自然災害については、土地の安定性に関する項目において、必要な調査、予測及び評価を実施し、重大な影響を回避又は極力低減する計画となっているかをチェック項目としています。	C(趣旨同一)
124	2 各論 ○配慮事項等 ・生態系・猛禽類  (意見) ・騒音・低周波… 人への睡眠、家畜への影響 これまで事業者が示した計画の内容では、すべて問題なしとなっている。風車近くではものすごい騒音で恐怖感を感じた。ネットでは人の睡眠障害の事例もある。		騒音による健康影響については、騒音に関する項目において、必要な調査、予測及び評価を実施し、重大な影響を回避又は極力低減する計画となっているかをチェック項目としています。	C(趣旨同一)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称)風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見 番号	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
125	2 各論 ○配慮事項等 ・生態系・猛禽類  (意見) ・動物・植物 計画地に希少植物があった場合は移植で対応する傾向があり改善すべきである。		計画段階配慮の目的は重大な環境影響の回避・低減であり、代償措置の検討は方法書以降に検討されるべき項目である旨記載しています。	C（趣旨同一）
126	2 各論 ○配慮事項等 ・生態系・猛禽類  (意見) ・風車の影 岩泉町有芸の風発でだいぶ離れているが短時間の影響ありとされているが、短時間で問題なしとされているが冬季の日照時間少ない時期の地元住民への影響は誰が規制するのか？		個別の事業に関する御質問であり、回答は控えさせていただきます。	F（その他）
127	2 各論 ○配慮事項等 ・生態系・猛禽類  (意見) ・景観…民話の里遠野市では景観委員を選定して監視している。ふるさとの山野に風車の景観はそぐわないと感じます。		地域の重要な眺望景観がある場合は、景観の変化予測を具体的に示すことが重要であり、地域の環境保全の見地からの意見に丁寧に対応する観点から、眺望景観の状況を丁寧に調査し、遮蔽・阻害の程度を客観的に予測・評価することが必要です。特に、地域の自然や歴史的風土との調和を図りながら創り上げられてきた景観は、地域住民のみならず県民全体の共通財産です。本ガイドラインでは、景観の項目でその旨記載しています。	F（その他）
128	2 各論 ○環境影響評価技術審査会に関し 委員は、アセスで示された内容を審議する際には、現地確認の実施をお願いします。		御意見として承ります。	F（その他）

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
129	<p>県内で近年建設及び計画されている風力発電事業についての現況をみれば、災害時に地元への送電を補償する蓄電池併設はどこに消えたのだろうか。再エネ賦課金を毎月支払い、原発の廃炉費用の負担金を払い再エネに期待していたがどうだろう。事業者は売電価格優先だ。</p> <p>カーボンニュートラル宣言や再エネの主力電力化が求められ、これまで大切にされてきた地域の自然環境が、投資家や外国資本に切り売りされるような不安が強まる思いである。近年は再エネ詐欺がマスコミをにぎわしている有様である。売電価格の高さが事業者の最優先で、FIT制度の弊害さえも現れているように感じる。</p> <p>当初風力発電事業はアセスの対象事業でなかったのに、対象事業にするように求める活動を岩手の宮古市から始めて15年の歳月を経てやっと実現したのだが、昨年環境省は自然保護団体の反対を押し切って緩和策を強行した。</p> <p>今回の岩手県のガイドラインはその中であって大いに期待を持っている。しかし、どのようなガイドラインを制定しても、再エネの建設地、設備の形状、建設手法などの制約が合わせて整備されなければ「風力発電事業の導入を促進」するためのガイドラインでしかないように思う。</p> <p>① 3枚のブレード、風車の高さなど大型化している                  ② 山地の尾根を切り開いて建設・計画され、運搬道路の建設で山地が改変されている。                  調整池の設置は簡易すぎると思う。大雨が続いた場合、周辺から尾根も崩落するのではないかと不安だ。                  ③ 居住地との距離がそれほど離れていない建設地                  ④ 自然度が高い自然公園内及び周辺に隣接している                  ⑤ 洋上風力発電で周辺、海中のいきものへの影響、魚業への影響、津波時の不安                  ⑥ 再エネ事業者の説明会での姿勢は決して住民の不安へ寄り添ったものではない現状。                  一方的に計画の説明をおこない、司会進行を事業者がおこなうことで、異論を持つ住民の発言を制止する、拳手を意図的に無視し発言を封じるなどの経験をしている。</p>		<p>環境影響評価は、事業者自らが事業の実施に伴う重大な環境影響を調査、予測及び評価し、一般の意見を聴き、事業計画に適切に反映させることを目的としています。</p> <p>御指摘の内容については、環境影響評価制度とは異なる対応が必要となりますので、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>	D(参考)
130	<p>・ガイドラインについては必要であり、多様な視点からの検討が行われている点について評価するが、沿岸地域では海と山が近く、居住地から建設地までの距離が遠くないことから、影響をさらに検討する必要がある。岩手の地質・地形・環境にそぐわない再エネは不可の条例が必要。</p>		<p>環境影響評価は、事業者自らが事業の実施に伴う重大な環境影響を調査、予測及び評価し、一般の意見を聴き、事業計画に適切に反映させることを目的としています。</p> <p>御指摘の内容については、環境影響評価制度とは異なる対応が必要となりますので、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>	D(参考)
131	<p>・3枚のブレードの風車のままではイヌワシを含む野鳥・コウモリ・昆虫の衝突死、騒音・低周波被害もなくなる。急増する風車は現在の50倍にもなるというが、多発するバードストライクで死亡する野鳥も増えている。衝突だけではなく障壁効果によって野鳥は迂回して飛行距離が延び、1日当たりのエネルギーが余計にかかり、野鳥の生存に係る影響や生息地の喪失も言われている。コウモリは風車に接近するだけで肺が破裂する危険があり、バードストライク以前の問題のようだ。羽根を持つ昆虫は激突死を調べているのだろうか。野鳥も含め、落下した生きものは他のいきもの餌ともなり、正確な数は不明ともいわれている。環境への負荷を減らすためには、再生エネルギーを風力・太陽光発電事業に重きを置かず、再エネの研究を促進させ実現するように望んでいる。</p>		<p>今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>	D(参考)
132	<p>・促進区域のゾーニング手法を推奨するとあるが、市町村に専門家が不在が手薄で環境影響調査も行われていない地域が促進地域になるのではないかと不安である。例えば全域調査が行われているわけでもない県立自然公園の管理が市町村に権限移譲された結果、再エネで税収を得ようとする自治体が安易に事業者と賃貸借契約を進めるなどもある。また第一種農地が十分な審議も行われず、非農地制度が形骸化してる。そのような案件に規制はあるのか。</p>		<p>県立自然公園に係る許可等事務の権限移譲については御意見として承ります。</p> <p>農地転用に係る制度については、農地法等の関係法令に基づき適切に対応されるべきものと考えます。</p>	D(参考)
133	<p>・風力・太陽光とも山岳地への建設で、火災発生時は周辺山林への延焼が引き起こされ、消火作業に遅れが生じて大災害になる場合が想定される。遠隔操作での対応では不安。</p>		<p>御指摘の内容については、事業開始後の課題であり、発電事業に係る関係法令に基づき適切に対応されるべきものと考えます。</p>	F(その他)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
134	・発電施設が、地域優先の送電になるよう蓄電池が義務付けられるようにするべきである。		環境影響評価は、事業者自らが事業の実施に伴う重大な環境影響を調査、予測及び評価し、一般の意見を聴き、事業計画に適切に反映させることを目的とします。 御指摘の内容については、環境影響評価制度とは異なる対応が必要となりますので、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D（参考）
135	・耐用年数が過ぎた設備の撤去費用の契約は合同会社だけでなく、出資者組織にも及ぶような法整備を行うべきだと思っている。合同会社が倒産した場合、撤去費用は自治体が負う羽目になるからだ。撤去費用の積み立ては収益が無ければ積み立てられない。合同会社はブラックボックスにもなっている。		環境影響評価は、事業者自らが事業の実施に伴う重大な環境影響を調査、予測及び評価し、一般の意見を聴き、事業計画に適切に反映させることを目的とします。 御指摘の内容については、環境影響評価制度とは異なる対応が必要となりますので、今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D（参考）
136	いろいろ不安要素が多い再エネ事業である。促進のためのガイドラインではなく、岩手の生物多様性と歴史的地形と生きものの健康を促進するためのガイドラインの制定を望んでいる。		今後の施策推進の参考とさせていただきます。	D（参考）
137	「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン（素案）」P2に記載のとおり、促進区域で実施される事業は、配慮書手続を省略できるため、本ガイドラインは促進区域設定前の事業に適用するものと読み取れますが、まずは促進区域を取り纏め、実効性のある温暖化対策の道筋をつけるのが先決ではないでしょうか。その後であれば、本ガイドラインは、促進区域外の事業に適用することになるため、促進区域の実効性を踏まえ、県の再エネ導入目標値にリンクしていく内容にすべきと考えます。		本ガイドラインは、最近の陸上風力発電事業の配慮書の課題を踏まえ、配慮書作成に当たって配慮すべき事項を記載しているものです。 市町村は、促進区域の設定に当たって、環境影響評価項目ごとに地域環境の保全に資する取組を設定できることとなっています。当該取組は、環境影響の調査・予測・評価手法の設定や環境保全措置の検討を含みます。本ガイドラインには、事業計画の初期段階における調査・予測・評価手法の選定や環境保全措置の検討に当たって配慮すべき事項を記載しており、市町村が促進区域で事業を実施する事業者に求める地域環境の保全に資する取組を検討する際に参考にすることができま す。 このため、市町村における促進区域の設定の前に本ガイドラインを示すことは有意義なものと考えます。	E（対応困難）
138	・p10 チェックリスト6 環境影響評価法では配慮書での住民説明会は義務付けられていませんが、こちらの記載からみると貴県では必須となるのでしょうか。		アセス省令第12条第1項では、計画段階配慮事項の検討に当たっては、配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとするされ、その方法は30日程度の縦覧とインターネット等による公表によるとされていますが、環境アセスメントにおけるコミュニケーションの手法は縦覧・公告に限りません。アセス法において方法書段階での説明会の開催が義務付けられている趣旨は、「(方法書は)事業者が事業の実施に係る環境影響評価を行うに当たりどのような項目をどのような手法で調査、予測、評価を行うかという点について自らの考え方をとりまとめた文書であり、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっている」ことから、「方法書段階でのコミュニケーションを充実させるべく、説明会を開催して周知を図ることとしている」とされています。この点、配慮書は、事業計画の初期段階から重大な環境影響を回避・低減するためのどのような事項に配慮するかという点について事業者自らの考え方を取りまとめた文書であり、一般の住民にとっては図書紙数の分量も多く、内容も専門的なものとなっています。このため、事業の位置、規模等に関する複数案ごとに環境影響の程度や内容を具体的に示し、地域の環境を良く知っている地域住民をはじめとした一般の方々の意見を聴取し、地域環境の保全に配慮する必要があると考えます。 なお、本ガイドラインは何ら法的義務を課すものではなく、本ガイドラインが求める事項は事業者の任意の協力によってのみ実現するものであることは言うまでもありません。	F（その他）
139	・p14 配慮書手続き前の段階では現地調査を実施していないケースが多く、図4のように猛禽類の営巣中心域を把握できている例は極めて稀だと思います。そのため、配慮書段階で実施可能な重大な影響の回避というのは既存資料に基づく環境情報に対してである旨を記載いただけないでしょうか。		既存資料や専門家等へのヒアリングでイヌワシの分布について十分な情報が得られない場合で、かつ事業の影響がある程度想定される場合には、解析的な手法等を用いて作成されている重要な種等の広域的な分布図等の既存資料を用いつつ、地形情報や植生とイヌワシの生態情報から分布状況を推定するなどの様々な手法を活用し、イヌワシに対する影響を記載する必要があります。 現地調査で把握されるような営巣中心域に関する情報をもとにしたイヌワシに対する影響を記載することを求める趣旨ではありませんが、既存資料のみならず、必要に応じて解析的手法による推定が必要とされていますので、その趣旨を追記しました。	B（一部反映）

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称)風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
140	・p15 チェックリスト12 工事中の計画段階配慮事項を選定しているか、とありますが、多くの事業では配慮書手続き前の段階では、風車位置やアクセス道路の設計も未完のため、工事計画を固めることは困難です。「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」(環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成25年3月)では、「計画熟度が低い段階では、工事の内容や期間が決定していないため予測評価が実施できない場合もある。このような場合には、計画熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましい」とされていることをも考慮いただき、工事中の項目選定については工事計画が固まっている場合にはという条件を加えていただけないでしょうか。		御指摘を踏まえ、工事中の項目選定の検討が必要な具体例として「複数案が設定されていない単一案の場合」を追記しました。	B(一部反映)
141	・p21 チェックリスト17 産業振興、コミュニティの活性化への貢献は事業推進に必要であると理解していますが、具体的な貢献策については事業者のノウハウが含まれるため、環境影響評価図書への掲載は抵抗を感じます。チェックリストの2において、配慮書手続き前に事前に自治体へ相談する中において、貢献策の相談をしていれば図書への掲載は必ずしも必須ではないという整理にできないでしょうか。		御指摘のとおりであり、全ての内容を配慮書に記載することを求めているものではなく、非公開情報が含まれる場合は、非公開の補足説明資料への記載でも可能としています。これを踏まえ、チェック項目18.について「示しているか」を「整理しているか」に修正しました。	B(一部反映)
142	・p21 3行目～、チェックリスト18.32 配慮書段階では現地調査が未実施のため、風車位置やアクセス道路の設計も未完であり、工事計画を固めることは困難です。可能な範囲で記載する整理にできないでしょうか。風車位置等は上記の理由から地権者交渉が未了であり第三者による介入等、事業者の正常な競争環境が損なわれる恐れがあるため、審査用の非公開資料とできないでしょうか。なお、当該事情を考慮し、経済産業省の審査では、方法書においても図書には風車設置検討範囲を記載、審査用の非公開資料に風車位置を記載との運用でお認めいただいております。		御指摘のとおりであり、全ての内容を配慮書に記載することを求めているものではなく、非公開情報が含まれる場合は、非公開の補足説明資料への記載でも可能としています。これを踏まえ、チェック項目32.について「記載」を「整備」に修正しました。	B(一部反映)
143	・p23 チェックリスト22～24 風況や設備利用率、売電金額など、事業採算性に直結するような情報は事業者にとっての機密情報となるため、環境影響評価図書への掲載を控えることはできないでしょうか。		実地調査による風況や設備利用率、売電金額については、御指摘のとおりであり、全ての内容を配慮書に記載することを求めているものではなく、非公開情報が含まれる場合は、非公開の補足説明資料への記載でも可能としています。これを踏まえ、チェック項目22.について「記載」を「整理」に修正しました。	B(一部反映)
144	・p24 チェックリスト26 落雷、台風、乱流、着雪・着氷といった事業計画を左右する気象現象については、立地選定にあたり事業者が適切に把握すべき情報ですが、国・県の風力発電事業の環境影響評価の参考項目とされておらず、環境影響評価において審査されるべき項目ではないと理解しております。気象現象の発生可能性があっても適切な対策により事業への影響を低減することが可能です。環境影響評価は、これらの対策の妥当性までもを審査する場ではないため「立地地点の気象条件は、対象地域の選定に当たって初期段階でスクリーニングすべき重要な要素」として取り上げられることは違和感があります。		気象の状況については計画段階配慮事項の検討に当たって把握すべき配慮書地域特性に関する情報の1つとされています。事業計画の検討プロセスにおいて適切に把握すべき情報であり、配慮書の審査の前提として整理されている必要があると考えます。	E(対応困難)
145	・p24 13行目～ 施工にあたって地すべり・斜面崩壊等を引き起こさないよう設計することが基本であり、設計の妥当性は砂防三法、森林法等の関連法令において確認されます。土地の安定性にかかる設計の妥当性については国・県の風力発電事業の環境影響評価の参考項目とされておらず、環境影響評価において審査されるべき項目ではないと理解しております。このため、以下の記載は削除の検討をお願いします。 「土地の安定性に係る重大な環境影響の調査、予測及び評価は、発電事業において一般的に想定される計画段階配慮事項です。特に、急傾斜地や地すべり地形など地盤が弱い場所その他地形、地質等から崩壊しやすい場所が想定区域やその周辺に含まれている場合は、重要な環境影響として選定する必要があります。」		環境影響評価項目の選定において参考項目は参考程度に参照し、個別の対象事業の事業特性や地域特性に重きをおいて検討することが重要です。本県内には、第四期の十和田火山噴出物が多い地域が存在するなど地盤に係る環境影響を受けやすい地域又は対象が存在します。このため、地盤が弱い場所その他地形、地質等から崩壊しやすい場所が想定区域やその周辺に含まれている場合は、重要な環境影響として選定する必要があると考えます。	E(対応困難)
146	・p24 チェックリスト28 想定区域内の地権者情報は個人情報となるため、図書への掲載を控えることはできないでしょうか。		御指摘を踏まえ、チェック項目について、「想定区域内の用地(風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む)の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか」に修正しました。また、その考え方として、発電設備を設置する土地の周辺に環境影響が生じる場合は土地の地権者同士の関係がより複雑になることが考えられること、環境影響評価に当たっては土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが必要であることを追記しました。	B(一部反映)



意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
147	・p25 チェックリスト30 配慮書時点では多くの場合系統接続の手続きができていないため、ご記載の情報を掲載することは困難です。系統接続の手続きが完了している場合にはという但し書きを付記していただけないでしょうか。		系統連系の状況については、風力発電事業の事業性に直接影響する要素であり、想定区域の設定根拠の1つとなる重要なインフラ条件です。 また、発電した電気を電力系統に連系する場合、構内変電所から系統へ送電するための送電線を設置する工事等により、建設機械の稼働、工事関係車両の運行量の増加、工事期間中の沿道地域での渋滞の発生等に伴う大気環境への影響の増大や温室効果ガスの排出量の増加をはじめとする環境影響が新たに生じる可能性が高くなります。 このため、風力発電機から既存の送電設備や変電所等との距離等の記載について、配慮書作成に当たって配慮すべき事項として整理しました。 加えて、アセス省令では、計画段階配慮事項の検討に当たっては、配慮書事業特性に関する情報として、電気工作物その他の設備に係る事項を把握するとされており、系統連系の状況に関する情報は、計画段階配慮事項の検討に当たって把握すべき情報と考えます。 このことを明確にするため、当該チェック項目の解説部分(P28-29)に上記の趣旨を追加しました。	E(対応困難)
148	・p25 チェックリスト31 配慮書時点では設計が未了のため輸送道路の支障箇所の有無及びその位置・状況といった造成工事による重大な影響の程度の整理、比較は困難です。可能な範囲で記載する整理にできないでしょうか。		御指摘を踏まえ、「記載し」を「整理し」に修正しました。	B(一部反映)
149	・p30 チェックリスト39、78 温対法に基づく促進区域の基準として設定された1km以上の確保がされているかを確認されたい意図は理解しておりますが、必ずしも1km以内であると重大な影響が生じるわけではなく、あくまでも周辺環境等により影響の程度は異なります。実際、環境省の示す指針は距離ではなく残留騒音+5dBといった整理となっています。当ガイドラインを参照された住民等において「県は1km以上の確保を求めている。1km以内では事業不可」と誤解され、影響予測の結果問題ない場所での事業まで実施不可となることはガイドラインの意図するところではないと理解しますため、チェックリストは「被影響対象からの最近接離隔距離をわかりやすく記載しているか」といった記載にてご検討いただけませんかでしょうか。		影響予測の結果、1km未満であっても重大な環境影響が生じない場合もありますが、1km以上であっても重大な環境影響が生じる場合もあります。一方で、発電所一般において、方法書段階における対象事業に係る環境影響を受ける範囲は、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲内とされています。配慮書においては、通常、現地調査が行われていないため、残留騒音の把握はできませんが、計画初期段階で可能な範囲で、風車騒音の予測を行い、地域の生活環境に配慮した適切な計画としておくことが重要です。 このため、想定される風車の機種及び基数・配列等の情報をもとに、「距離減衰」及び「騒音レベル合成」の予測式を用いて風車騒音を予測しているかに関するチェック項目を新たに追加し、「距離が十分に離れている計画となっているか」に修正しました。	B(一部反映)
150	・p34 チェックリスト47 配慮書段階では現地調査が未実施のため、風車位置やアクセス道路の設計も未完であり、造成計画を固めることは困難です。可能な範囲で記載する整理にできないでしょうか。		御指摘を踏まえ、「記載し」を「整理し」に修正しました。	B(一部反映)
151	・p34 チェックリスト48 保安林についてはその機能の維持が可能な場合には作業許可や解除手続きが可能と理解していますため、除外対象から外していただけないでしょうか。		配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。 この点、原案では、「保安林の除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっておらず、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。 具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、保安林等への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。 なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から保安林域等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該対象等の改変を最小限とすることが該当します。	B(一部反映)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称) 風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
152	<p>・p35 チェックリスト52 「風車のローター径の10倍程度」は重大な影響が生じる範囲ではなく、影響の可能性があるため影響予測を行う必要がある範囲です。当ガイドラインを参照された住民等において「県は風車のローター径の10倍以上の確保を求めている。それ以内では事業不可」と誤解され、影響予測の結果問題ない場所での事業まで実施不可となることはガイドラインの意図するところではないと理解しますため、チェックリストは「被影響対象からの最近接離隔距離をわかりやすく記載しているか」といった記載にてご検討いただけませんかでしょうか。</p>		<p>風車の影により影響を受ける範囲は、一般的に「ローター径の10倍の範囲内」とされていますが、それ以上の距離であっても風車の影が生じるとの報告もあります。配慮書手続は、事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことにより、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能としているものです。このため、配慮書段階では、より安全側の考え方から、環境影響の可能性のある地域からの離隔距離を適切に確保し、一層の回避・低減に繋げることが期待されているものと考えます。</p> <p>上記を踏まえ、御意見も参考にしながら、「十分な距離を確保しているか」に修正しました。</p>	B(一部反映)
153	<p>・p37 チェックリスト60 植生自然度9及び10については、現地調査をしたところ、当時の指定理由となる植生から変化している場合もあります。(例えば、ブナ林が指定理由であったが、現状竹林化しているなど)そのため、現地調査の結果を踏まえて判断することでも良いかと思いがいかがでしょうか。</p>		<p>配慮書で行われる計画段階配慮事項の検討とは、重大な影響の回避又は低減のため環境配慮が必要と考えられる事項を選定し、その環境影響についての調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに整理・比較することとされています。</p> <p>この点、原案では、「植生自然度9及び10の区域の除外」という計画段階配慮事項の検討の目的(ゴール)の1つが記載されているにとどまっており、そこに至る「評価」の手法に関する配慮事項が示されていませんでした。このため、当該チェック項目の記載内容を見直し、複数案のタイプごとの評価の手法に関する配慮事項に修正しました。</p> <p>具体的には、複数案の評価手法として、国のガイドラインを踏まえ、いわゆる複数案を設定している場合は、複数案同士の差異の比較整理や定性的・定量的な結果の一覧表形式による整理を行っているかを確認するとともに、その検討結果を踏まえ、自然度の高い植生等への重大な環境影響を回避又は極力低減しているかを確認することとしました。</p> <p>なお、重大な環境影響の「回避」は、行為を実施しないことによって影響を発生させないことであり、例えば、事業実施区域から自然度の高い植生等を除外することが該当します。また、重大な環境影響の「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化することが含まれ、例えば、当該植生等の改変を最小限とすることが該当します。配慮書段階における文献調査、専門家ヒアリング、解析的手法等の様々な調査の結果を踏まえ、環境影響を整理・比較し、重大性の程度を予測・評価した上で、「回避」の検討を優先して行い、なお残る影響について「低減」による最小化が可能である場合は、現地調査の結果を踏まえて判断することが想定されます。</p>	E(対応困難)
154	<p>・p39 チェックリスト64 配慮書段階では造成量も決まっていな中、食物連鎖に及ぼす影響を予測評価することは困難であると思います。また、多くの事業では尾根部を改変することから、水域へ及ぼす影響は少ないと考えます。</p>		<p>重要な動物相や植物相については表形式で記載されることが一般的ですが、岩手県環境影響評価技術審査会では、地域を特徴づける生態系については、生産者、一次消費者から高次消費者までどのような生物群が機能しているのか、本地域の代表的かつ重要な種類を表に整理するなど丁寧に記載することが重要との指摘がなされています。また、食物連鎖には主に二つの経路、生食連鎖(grazing food chain)と腐食連鎖(detritus food chain)があり、一般的には生食連鎖がメインとされるところ、森林生態系や河川生態系では植物の枯葉など(リター)デトリタスを起点とする腐食連鎖の重要性が指摘されています。風力発電事業と環境保全の両立を実現するためには地域の自然特性(環境と多種多様な生物同士の結びつき方)を理解することが不可欠であると考えます。</p>	E(対応困難)

意見検討結果一覧表

(案名：「(仮称)風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」の素案についての意見募集)

番号	意見	類似意見番号	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
155	・p42 チェックリスト73 配慮書段階では現地調査が未実施のため、風車位置の検討が未了であり、また、方法書審査(地点選定)を経た現地調査(撮影)を実施していないため、フォトモンタージュを作成することが困難です。仮配置となりますと、配慮書段階ではかなり多めに風車配置を行うことから、影響を過大に受け止められる懸念があります。		<p>地域における重要な眺望景観がある場合に、景観の変化予測を具体的に示すため、フォトモンタージュによる眺望景観の予測を求めるものであり、全ての配慮書で必要という趣旨の記載ではありません。</p> <p>地域環境に配慮した風力発電事業の導入を促進するためには、重要な眺望景観がある地域において、地域住民から、景観に関する環境保全の見地からの懸念が出されている場合は、その懸念の払拭に向けて、丁寧な対応をすることが重要と考えます。</p> <p>このため、地域における重要な眺望景観がある場合に、配慮書段階でフォトモンタージュによる眺望景観の変化の予測を行うことを求めた過去の配慮書知事意見の内容を配慮事項として示しているものです。特に、複数案が設定されていない単一案の場合は、EIA段階と同程度の予測が可能であり、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討することが求められていることから、地域における重要な眺望景観がある場合は、配慮書段階であっても、フォトモンタージュによる予測評価が必要です。</p> <p>一方で、御指摘のとおり、複数案が設定されている場合は、計画の熟度は高くないため、EIA段階と同程度の予測・評価手法を活用することが困難なことも想定されます。このため、当該チェック項目の解説部分に上記の趣旨を追記します。</p>	B(一部反映)
156	・全体を通しての所感。これまで準備書や評価書段階で整理していた設計諸元、工事計画及びそれらの基づく影響予測の結果について、配慮書段階で示すことを求めているように感じます。これについては当社に限らず、おそらく業界全体としても対応が難しいものと思料します。可能であれば、事業者や業界団体との意見交換会などの場を設けていただけないでしょうか。		<p>事業計画の初期段階であるため、配慮書に記載することが困難な場合も考えられます。このため、全ての内容を配慮書に記載する必要はなく、非公開情報が含まれる場合は、非公開の補足説明資料への記載でも可能としています。</p> <p>さらに、配慮書又は補足説明資料のいずれにおいても記載が困難で「対応が難しい」場合は、その理由を記載していただくことを想定しています。</p> <p>本県の恵み豊かな環境と共生する風力発電事業の導入に向けて必要な対応を考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	C(趣旨同一)

※注

「アセス省令」・・・発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年通商産業省令第五十四号)

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A(全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B(一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C(趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E(対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F(その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

3 意見(類似の意見をまとめたものを含む。)数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。